

第701号  
令和3年12月  
2021年



# 広報 やわた

令和3年(2021年) 11月1日現在  
人口6万9985人 前月比 28人減  
男:3万4040人 女:3万5945人  
世帯 3万3422世帯  
動き 出生 28人 死亡 68人  
(10月分) 転入 189人 転出 177人

ホームページ  
<http://www.city.yawata.kyoto.jp/>

発行・八幡市役所 編集・政策推進部秘書広報課

〒614-8501 京都府八幡市八幡園内75 電話(075)983-1111 F A X (075)982-7988

広報やわたは、古紙を配合した再生紙と環境にやさしい植物インクを使っています



さくら近隣公園であそぼうー(さくら近隣公園、11月13日)

## 今月の 主な内容

- 文化賞・スポーツ賞、地域福祉に関するアンケート、就学前施設再編の基本方針策定
- 年末年始の業務案内・交通規制、消防団の年末特別警戒
- やわたブランド「ヤウタカラ」認定品募集、職員募集、来年度の放課後児童クラブ入所
- 市職員の給与等の状況
- 国保特集(高額療養費制度、福祉医療制度)
- 税特集(個人住民税の特別徴収、償却資産の申告など)

- 12月4日～10日は人権週間、防災講演会
- 子育て特集(大きくなあれ、子育てすくすく)
- 情報ひろば(市政、講座・教室、イベント、募集)
- 相談、年金、短信、生活、図書館
- 保健医療(健康診査・相談、予防接種、がん検診ほか)、健幸掲示板
- まちの話題(京都・やわた時空さんぽ、健幸マルシェ、ひかりの京都、この人)

|     |     |     |     |     |     |     |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 7面  | 6面  | 5面  | 4面  | 3面  | 2面  | 1面  |
| 16面 | 15面 | 14面 | 13面 | 12面 | 11面 | 10面 |
| 今日  | 明日  | 後日  | 後日  | 後日  | 後日  | 後日  |



八幡市/Yawata city, Kyoto  
@yawata\_official



八幡市  
@yawata\_official



京都府八幡市  
@yawata\_40th\_official



SNSにアカウントを開設し、さまざまな情報を発信しています。ぜひフォローや友だち登録をして、気になる情報をチェックしてください。

市と市議会では、年賀状などを自粛しています。ご理解をおねがいします。



# 令和3年度 文化賞・スポーツ賞表彰式

## 14人3団体が受賞

11月3日(水・祝)、文化やスポーツの各分野で活躍された人や団体を文化センターで表彰しました。長年にわたり文化やスポーツの振興・発展に貢献された1人2団体が功労賞を受賞。また、昨年9月から今年8月までに文化やスポーツの大会等で優秀な成績を収めた13人1団体が、各賞を受賞されました。



文化賞・スポーツ賞 受賞の皆さん

受賞者は次のとおりです(敬称略)。

**文化賞**  
功労賞 川瀬眞吾(八幡市文化協会)、八幡市文化協会民謡部会、やわた観光ガイド協会

### 秋の叙勲等 市から5人

内閣府から秋の叙勲等が発表され、本市から5人が受章されました。おめでとうございます。

#### 秋の叙勲

●旭日双光章  
田野照子さん(京都府連合婦人会長)

#### 秋の褒章

●藍綬褒章  
藤井弘子さん(保護司)

#### 危険業務従事者叙勲

●瑞宝双光章  
新里雅己さん(元2等陸佐)  
土田秀一さん(元大阪府警視)  
●瑞宝単光章  
嵯本幸一さん(元大阪府警視)

●優秀賞 曾我爽太(エスポート)  
●ジュニア賞 原口環(作文)、男山中学校(小論文)  
**スポーツ賞**  
●優秀選手賞 由井廉太郎(レスリング)、丸井善貴(水泳)、田島星里(レスリング)、高岡聡太(野球)  
●ジュニア賞 和泉晴大(卓球)、才田恵梨香(柔道)、山根悠希(陸上)、山神祐葵(陸上)、上田愛子(水泳)、石野芽生(水泳)、藤本大貴(水泳)

問社会教育課 (☎983-5674)



**どーも 市長の堀口です**

コロナで明けた令和3年 今年も新型コロナウイルスで明けた。現在は、ワクチン接種等により集団免疫を獲得したのかかわりませんが、第5波の収束期だと思われませんが、第6波が来るか否かわかりませんが、八幡市でワクチンを接種した人は高齢者で90%を超え、全体で70%を超えた状況です。

ワクチンに関しては、反対の人が市役所に来られ、その旨を文書で申し入れられることもありましたが、確かに、ワクチンの安全性は数年かけ

て確認されるようです。正確には、現時点で考えられる範囲では副反応はあるが安全であり、メリットの方が上回っているということになります。希望者に接種するということも種々7月下旬にしました。

12月には市議会に予算案を提出し、3回目のワクチン接種の準備を進めてまいります。市民の皆さんには、今一度自らの健康状態をチェックしていただき、マスクの使用や三密を避けるというこれまでの対策に留意していただきますようお願いいたします。

## 八幡市立就学前施設再編の基本方針を策定しました

就学前児童を取り巻く現状と課題を整理し、地域の実情に応じた持続可能な施設運営を総合的に進めることを目的として「八幡市立就学前施設再編の基本方針」を策定しました。

基本方針では、公立就学前施設の再編に関する小学校区ごとの考え方を整理しています。また、再編の時期は、職員体制や必要な施設整備など園児の受入体制が確保できる見込みとなつた施設から順次進めることとしています。ただし、園児数の変動や社会状況の変化等がある場合は、適時、見直しを行います。

なお、基本方針は9月23日、10月12日に募集したパブリックコメントの結果とともに、市役所2階の閲覧コーナー、保育・幼稚園窓口にて配架および市ホームページに掲載しています。

問保育・幼稚園課 (☎983-1133)

## 地域福祉に関するアンケートにご協力ください

市と社会福祉協議会が協働して、令和5年度から令和9年度を計画期間とする「第3次八幡市地域福祉推進計画」の策定を進めています。

そこで、本計画の基礎資料とするため、無作為に抽出した18歳以上の市民2千人を対象に、地域福祉に関するアンケート調査票を11月30日(火)から順次郵送いたします。

なお、回答時間は15分程度で、アンケートの回答に関し、個人が特定されることはありません。届いた場合は、回答にご協力をお願いいたします。



郵送する封筒とアンケート用紙(イメージ)

問福祉総務課 (☎983-1334)

## 八幡市成人式

来年1月10日

令和4年も二部制で開催し、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で実施します。なお、11月1日現在

在で本市在住の新成人(平成13年4月2日〜平成14年4月1日生)には、12月中旬に案内状を送付します。

**日にち** 1月10日(月・祝)

**場所** 文化センター

●第一部(男山中学校区・男山第二中学校区、長町、樋ノ口、川口高原にお住まいの新成人)

**時間** 午前10時30分〜

●第二部(男山第三中学校区・男山中学校区にお住まいの新成人)

**時間** 午後1時30分〜

※市外に転出された新成人の参加も可。

※駐車場数に限りがあるため、公共交通機関をご利用ください。

※コロナ禍の状況により、内容を変更する場合があります。最新情報はホームページでお知らせいたします。

問社会教育課 (☎983-3088)



●災害時など支援協力活動に関する協定を締結

11月2日(火)、市は中小トラック会社の経営支援団体「一般社団法人AZI」小トトラック会社の経営支援者の受け入れ等に関する協定を締結しました。

協定には、有事の際には八幡カイトリに開設された施設「AZI COM LOGISTICS 京都」を受援物資の受け入れに同施設を利用することや、物資配送の調整および避難場所として利用させていただくことなどが盛り込まれています。

COM丸和・支援ネットワーク(和佐見理事長)、「株関西丸和ロジスティクス」(吉井代表取締役社長)と災害時の物資配送や避難者の受け入れ等に関する協定を締結しました。

協定には、有事の際には八幡カイトリに開設された施設「AZI COM LOGISTICS 京都」を受援物資の受け入れに同施設を利用することや、物資配送の調整および避難場所として利用させていただくことなどが盛り込まれています。

問防災安全課 (☎983-3200)



# 年末年始の業務案内

**市役所の窓口業務は、12月29日(水)から1月3日(月)まで休みです。**

年末は窓口が込み合いますので、届出等はお早めに。また、家庭の大掃除などにより、ごみが大量に出されることが予想されますので、事前に各地域の年末年始のごみ収集日をご確認ください。

## 市役所の窓口

市民課などの窓口業務は、12月28日(火)まで。年始は1月4日(火)から業務を開始します。

※死亡届など戸籍の届け出は、市役所・西入口の警備員室で受け付けします。  
 閩総務課(☎983・2932)

## ごみ収集

年末年始のごみの収集は次のとおりです。(表)  
 ▼大型ごみ(予約・持ち込み)  
 年末は12月28日(火)正午まで。年始は1月4日(火)から。

### ▽燃やすごみ

| 収集地域  | 年内最終日     | 年始開始日   |
|-------|-----------|---------|
| 月・木曜日 | 12月30日(木) | 1月6日(木) |
| 火・金曜日 | 12月28日(火) | 1月4日(火) |

### ▽燃やさないごみ

| 収集地域 | 年内最終日     | 年始開始日    |
|------|-----------|----------|
| 月曜日  | 12月20日(月) | 1月17日(月) |
| 火曜日  | 12月21日(火) | 1月4日(火)  |
| 水曜日  | 12月22日(水) | 1月5日(水)  |
| 木曜日  | 12月23日(木) | 1月6日(木)  |
| 金曜日  | 12月24日(金) | 1月7日(金)  |

### ▽プラスチック製容器包装

| 収集地域 | 年内最終日     | 年始開始日      |
|------|-----------|------------|
| 月曜日  | 12月27日(月) | 1月10日(月・祝) |
| 火曜日  | 12月28日(火) | 1月11日(火)   |
| 水曜日  | 12月29日(水) | 1月12日(水)   |
| 木曜日  | 12月30日(木) | 1月13日(木)   |
| 金曜日  | 12月17日(金) | 1月14日(金)   |

※汚れているプラマーク製品(プラスチック製容器包装)はリサイクルできないため、燃やすごみに出してください。  
 ※年始は収集車両を増やしています。普段よりも早く収集することがありますので、必ず午前8時までにお出してください。

## 上下水道の故障・修理

12月29日(水)～1月3日(月)の故障・修理は美濃山浄水場(☎981・3255)へ連絡してください。なお、開閉栓業務は行いません。  
 ※都市再生機構の賃貸住宅にお住まいの方は(☎06・6969・2151)へ、

## 八幡市 休日応急診療所

年始年末の診療日は、12月31日(金)～1月3日(月)。各日とも受付時間は、午前11時30分～午後5時30分。診療時間は正午。診療科目は、内科・小児科。場所は市役所北側母子健康センター(☎983・3001)です。

分譲住宅の人はそれぞれの管理事務所へ。

## 年末の交通事故防止府民運動

12月1日(水)～20日(月)

## 「京の暮れ 車同士もデイスタンス」

ご希望の人は平日にかりつけ医へご相談ください。

## 小児救急医療

京都田辺中央病院は、同病院のホームページで確認または直接病院に診察時間をお問い合わせください。  
 男山病院は、年末は12月30日(木)午後0時30分まで、年始は1月4日(火)から診療を行います。宇治徳洲会病院は、直接病院に診察時間をお問い合わせください。

## し尿の臨時収集 (有料)

年末年始前後の臨時収集の予約は、受付件数に限りがあるため、城南環境事業

## コンビニ交付 サービス

12月29日(水)～1月3日(月)まで終日運休。閩管理・交通課(☎983・5144)、京都京阪バス(☎972・0501)

## コミュニティバス やわた

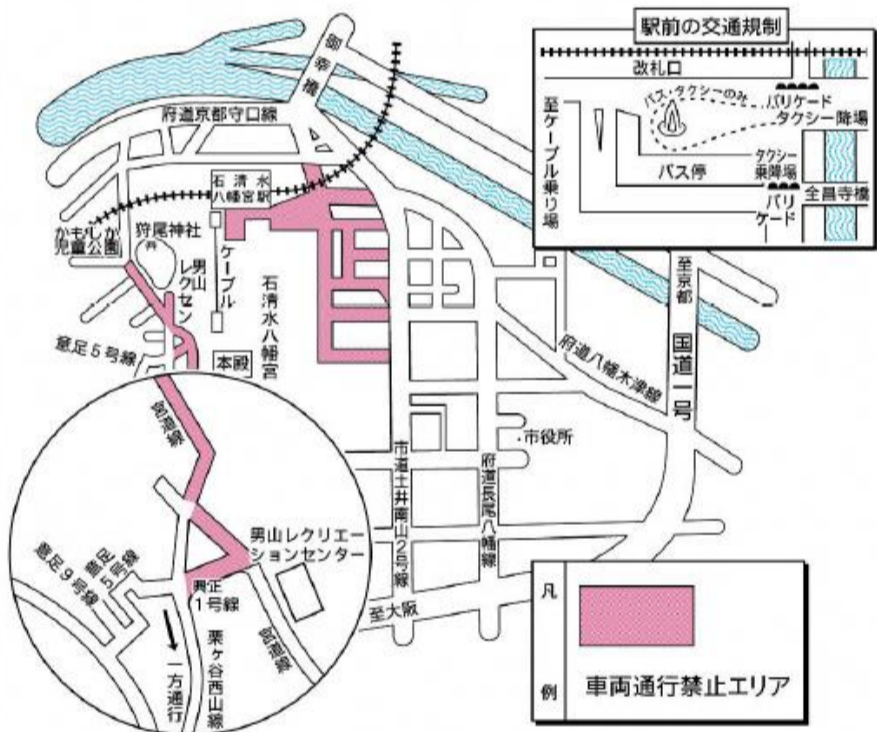
12月29日(水)～1月3日(月)まで終日運休。閩市民課(☎983・2759)

## 街頭啓発

日時 12月1日(水) 午後4時～  
 場所 スーパーセンター イズミヤ京都八幡店  
 閩管理・交通課 (☎983-5144)

## 年末年始の交通規制のお知らせ

年末年始に交通規制が行われます。規制時間等は次のとおりです(混雑状況により延長および規制解除をする場合があります)。



- 石清水八幡宮駅周辺の交通規制
  - ▷12月31日(金)午後10時～1月1日(土・祝)午前5時、午前8時～午後6時
  - ▷1月2日(日)午前9時～午後6時
  - ▷1月3日(月)午前9時～午後5時
- 橋本地区の交通規制
  - ▷12月31日(金)午後10時～1月1日(土・祝)午後6時
  - ▷1月2日(日)午前9時～午後6時
  - ▷1月3日(月)午前9時～午後5時

閩八幡警察署交通課(☎981-0110)

## 火災・救急統計

| 消防本部 ☎981-4119       |              |        |  |
|----------------------|--------------|--------|--|
| 令和3年1月～10月累計( )内10月分 |              | 去年同期累計 |  |
| 火災出動                 | 8件 (2)       | 2件     |  |
| 火災以外の出動              | 263件 (29)    | 227件   |  |
| 救急出動                 | 3,149件 (311) | 3,010件 |  |
| 搬送人員                 | 2,933人 (292) | 2,816人 |  |

## 消防団の年末特別警戒

八幡市消防団(西村忠雄団長)は12月27日(月)～30日(木)に年末特別警戒を実施します。新年を火災等が起こることなく無事に迎えられるよう、団長以下314人の消防団員が、各部の消防器具庫を拠点に午後9時～翌午前1時に市内全域をパトロールします。

閩消防本部(☎981-0223)

## 八幡市消防出初式は

規模を縮小して開催します  
 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、例年実施しております分列行進、一斉放水は中止とする予定です。  
 日時 1月9日(日)午前10時～正午  
 場所 男山第二中学校グラウンド(雨天中止)



認定基準

Table with 3 columns: 区分 (Required/Optional/Added), 項目 (Business location, Safety, Stability, etc.), 内容 (Detailed criteria for each item).

※【加点】の項目が評価されれば、【選択】の項目を満たしていなくても、認定される場合があります。

八幡市産の素材を使用した商品、市内に存在する歴史ある商品、八幡らしい名称やデザインをした商品など、八幡ならではの商品を「ヤワタカラ」として認定し、発信する「認定基準」の必須項目を「ご覧ください」。

必ずつまみ「ヤワタカラ認定申請の手引き」をお読みいただき、申請書に記入し、添付書類を添えて、1月11日(火)午後5時15分までに「やわたブランド審査委員会事務局(商工観光課)」へ持参(郵送不可)。

認定の特典として、および市ホームページへの掲載、市主催のイベント等認定品のPRを予定。



市内事業者の皆さんへ やわたブランド「ヤワタカラ」認定品を募集します



やわたブランド審査委員会事務局 (商工観光課) ☎983-2859

市職員を募集します

令和3年度(第2期)

令和3年度(第2期)八幡市職員採用試験を実施します。試験方法や提出書類など詳しくは、募集要項をご覧ください。

募集要項および受験申込書は市役所人事課、生涯学習センター、各公民館・コミュニティセンター、生活情報センター、八幡人権・交流センター、有都交流センターで配布します。また、市ホームページからも入手可能です。

- 1 試験職種、採用予定人数および受験資格=右の表=
2 採用予定日 令和4年4月1日以降
3 試験の日時および場所
日時 令和4年1月23日(日)
午前9時~午後4時(予定)
場所 文化センター
4 受付期間・場所
受付期間 11月29日(月)~12月20日(月)
受付場所 市役所人事課
※郵送のみ。当日消印有効。



問人事課 ☎983-1792

1 試験職種、採用予定人数および受験資格

Table with 3 columns: 職種 (事務職C, 技師, 幼稚園教諭), 採用予定人数 (若干名), 受験資格 (Detailed requirements for each role).

(注1)上記の受験資格にかかわらず、地方公務員法第16条の各号に該当する人は受験できません。(注2)上記の免許・資格を指定の期日までに取得できなかった場合や卒業できなかった場合、その他、受験資格を満たしていない場合は試験に合格されても採用することはできません。(注3)日本国籍を有しない人は、公権力行使等の職(管理職を含む)に就くことはできません。

令和4年4月からの放課後児童クラブ入所について

受付期間 12月13日(月)~令和4年1月14日(金)

Table with 2 columns: 小学校区, 実施施設 (List of schools and their respective after-school club facilities).

問子育て支援課 ☎983-11112

来年度4月からの放課後児童健全育成施設(放課後児童クラブ)入所について。市内在住の小学新1~新6年生で、保護者が就労・疾病・出産その他やむを得ない事情により、放課後にご家庭で保護を受けられない児童。申請書類に必要事項を記入し、保護者の在職証明書等を添えて申請してください。申請書類等は子育て支援課と各施設で配布するほか、口座振替申込用紙以外には市のホームページからも入手できます。書類に不備がある場合は受け付けできません。※受付期間後の利用申込は、受付期間内の申込者を優先して受け入れを行いますので、申込状況によっては希望の利用開始日から利用できない場合があります。

申請方法: 申請書類に必要事項を記入し、保護者の在職証明書等を添えて申請してください。申請書類等は子育て支援課と各施設で配布するほか、口座振替申込用紙以外には市のホームページからも入手できます。書類に不備がある場合は受け付けできません。※受付期間後の利用申込は、受付期間内の申込者を優先して受け入れを行いますので、申込状況によっては希望の利用開始日から利用できない場合があります。



# 市職員の給与等の状況をお知らせします

市の職員数や給与、特別職の報酬等の概要をお知らせします。  
市職員に支給される給与は、地方公務員法第24条の規定により、  
国および他の地方公共団体の給与等を考慮して市条例で定めてい

ます。なお、ここでお知らせする給与等は、税金や各種保険料な  
どを差し引く前の額で、いわゆる『手取り額』ではありません。  
問 人事課 (☎983-1792)

## 職員の任免および職員数

### ◆職員の採用および退職の状況

(令和2年度)

| 採用者数 |      | 退職者数 |      |
|------|------|------|------|
| 職種   | 採用者数 | 退職事由 | 退職者数 |
| 事務職  | 16人  | 定年退職 | 9人   |
| 技術職  | 3人   | 勸奨退職 | 1人   |
| 看護師  | 1人   | 普通退職 | 10人  |
| 保育士  | 2人   | 計    | 20人  |
| 保育教諭 | 1人   |      |      |
| 消防職  | 8人   |      |      |
| 調理員  | 2人   |      |      |
| 計    | 33人  |      |      |

### ◆部門別職員数(各年4月1日現在)

| 部門        | 区分   | 職員数  |      | 対前年増減数 |
|-----------|------|------|------|--------|
|           |      | 令和2年 | 令和3年 |        |
| 一般行政部門    | 議会   | 6人   | 7人   | 1人     |
|           | 総務   | 88人  | 87人  | △1人    |
|           | 税務   | 28人  | 28人  | 0人     |
|           | 労働   | 1人   | 1人   | 0人     |
|           | 農林水産 | 8人   | 9人   | 1人     |
|           | 商工   | 10人  | 9人   | △1人    |
|           | 土木   | 32人  | 40人  | 8人     |
|           | 民生   | 156人 | 145人 | △11人   |
|           | 衛生   | 63人  | 65人  | 2人     |
|           | 小計   | 392人 | 391人 | △1人    |
| 特別行政部門    | 教育   | 77人  | 77人  | 0人     |
|           | 消防   | 81人  | 81人  | 0人     |
|           | 小計   | 158人 | 158人 | 0人     |
| 公営企業等会計部門 | 水道   | 18人  | 18人  | 0人     |
|           | 下水道  | 8人   | 9人   | 1人     |
|           | その他  | 35人  | 33人  | △2人    |
|           | 小計   | 61人  | 60人  | △1人    |
| 合計        |      | 611人 | 609人 | △2人    |

(注)職員数は一般職に属する職員数です。

## 職員の給与

### ◆人件費の状況(令和2年度普通会計決算)

| 住民基本台帳人口<br>(令和3年3月31日現在) | 歳出額<br>A     | 実質収支      | 人件費<br>B    | 人件費率<br>B/A | (参考)<br>令和元年度の人件費率 |
|---------------------------|--------------|-----------|-------------|-------------|--------------------|
| 70,246人                   | 36,396,618千円 | 883,098千円 | 5,771,019千円 | 15.9%       | 19.9%              |

(注)人件費は、職員に支払う給与のほか、市議会議員、各種委員に支払う報酬等も含まれます。

### ◆職員給与費(令和3年度普通会計当初予算)

| 職員数<br>C | 給与費         |           |           | 計D          | 1人当たり給与費<br>D/C |
|----------|-------------|-----------|-----------|-------------|-----------------|
|          | 給料          | 職員手当      | 期末・勤労手当   |             |                 |
| 585人     | 2,044,250千円 | 559,644千円 | 865,568千円 | 3,469,462千円 | 5,931千円         |

(注)職員手当には扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、管理職手当等があり、退職手当は含まれません。

### ◆職員の年齢、給料月額および給与月額(令和3年4月1日現在)

| 区分    | 平均年齢  | 平均給料月額   | 平均給与月額   |
|-------|-------|----------|----------|
| 一般行政職 | 38.6歳 | 293,800円 | 382,050円 |
| 技能労務職 | 43.9歳 | 282,800円 | 345,786円 |

(注)①「一般行政職」とは、事務など職員構成比が一番高い職種(税務、水道、消防、保育園、幼稚園等を除く)で、「技能労務職」とは、調理、庁務、清掃等の職種です。

②「平均給料月額」は、各職種ごとの職員の基本給の平均額です。

③「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

### ◆職員の初任給(令和3年4月1日現在)

| 区分  | 初任給      | 2年後の給料   |
|-----|----------|----------|
| 大学卒 | 182,200円 | 195,500円 |
| 高校卒 | 154,900円 | 165,900円 |

(注)初任給は、高校や大学を卒業してすぐに職員になった場合の給料の額です。

### ◆職員の在職年数別・学歴別給料月額(令和3年4月1日現在)

| 区分  | 在職年数10年  | 在職年数20年  | 在職年数30年  |
|-----|----------|----------|----------|
| 大学卒 | 255,000円 | 320,500円 | 343,700円 |
| 高校卒 | 223,200円 | 295,800円 | 337,300円 |

(注)「在職年数」とは、高校や大学を卒業してすぐに職員になった場合の在職期間です。

### ◆一般行政職の級別職員数(令和3年4月1日現在)

| 区分 | 標準的な職務内容             | 職員数 | 構成比   | 1年前構成比 | 5年前構成比 |
|----|----------------------|-----|-------|--------|--------|
| 1級 | 主事・技師の職務             | 41人 | 12.8% | 15.1%  | 20.1%  |
| 2級 |                      | 62人 | 19.4% | 20.1%  | 24.6%  |
| 3級 | 主任の職務                | 67人 | 20.9% | 19.2%  | 9.4%   |
| 4級 | 係長、主査の職務またはこれに相当する職務 | 45人 | 14.1% | 14.8%  | 14.6%  |
| 5級 | 課長補佐の職務またはこれに相当する職務  | 37人 | 11.6% | 10.7%  | 8.4%   |
| 6級 | 課長の職務またはこれに相当する職務    | 41人 | 12.8% | 12.3%  | 12.0%  |
| 7級 | 部長の職務またはこれに相当する職務    | 27人 | 8.4%  | 7.9%   | 11.0%  |

(注)①八幡市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

②職務の級6級(困難な業務を行う課長補佐の職務)を廃止し、国家公務員一般職俸給表(一)の1級から7級までの俸給月額と同一にする条例改正を行い、平成30年4月1日から施行しています。

## 職員の手当の状況

### ◆期末手当・勤労手当(令和3年4月1日現在)

| 八幡市   |               | 国   |               |
|---|---------------|---|---------------|
| 1人あたり平均支給額(令和2年度)                                 | 1,443千円       | —   |               |
| (令和2年度支給割合)                                       |               | (令和2年度支給割合)   |               |
| 期末手当<br>2.55月分                                    | 勤労手当<br>1.9月分 | 期末手当<br>2.55月分                                      | 勤労手当<br>1.9月分 |
| (加算措置の状況)   |               | (加算措置の状況)   |               |
| 職制上の段階、職務の級等による加算措置<br>役職加算 5%~15%<br>管理職手当の月額を加算 |               | 職制上の段階、職務の級等による加算措置<br>役職加算 5%~20%<br>管理職加算 10%~25% |               |

### ◆地域手当(令和3年4月1日現在)

| 支給実績(令和2年度決算)            |     | 119,168千円 |
|--------------------------|-----|-----------|
| 支給職員1人あたり平均支給年額(令和2年度決算) |     | 206,889円  |
| 支給対象地域                   | 支給率 | 支給対象職員数   |
| 八幡市                      | 6%  | 573人      |
| 宇治市                      | 6%  | 7人        |
| 京都市                      | 10% | 2人        |

(注)人事交流、派遣等により八幡市以外の地域で勤務を命じられた職員の地域手当については、当該職員の勤務地が所在する市町村の支給率で支給しています。

### ◆特別職の報酬等(令和3年4月1日現在)

| 区分   | 給料月額等                        |   |
|------|------------------------------|---|
| 給料   | 市長<br>848,700円               |   |
|      | 副市長<br>721,300円              |   |
| 報酬   | 議長<br>550,000円               |   |
|      | 副議長<br>500,000円              |   |
|      | 議員<br>470,000円               |   |
| 期末手当 | 市長<br>副市長<br>議長<br>副議長<br>議員 |   |
|      | (令和2年度支給割合)<br>3.35月分        |   |
|      | 退職手当                         | (算定方式)  |
|      |                              | 市長<br>848,700円×在職年数×550/100<br>副市長<br>721,300円×在職年数×325/100 |

### ◆退職手当(令和3年4月1日現在)

| 八幡市                    |           |             | 国                     |           |             |
|------------------------|-----------|-------------|-----------------------|-----------|-------------|
| (支給率)                  | 自己都合      | 勸奨・定年       | (支給率)                 | 自己都合      | 勸奨・定年       |
| 勤続20年                  | 19.6695月分 | 24.586875月分 | 勤続20年                 | 19.6695月分 | 24.586875月分 |
| 勤続25年                  | 28.0395月分 | 33.27075月分  | 勤続25年                 | 28.0395月分 | 33.27075月分  |
| 勤続35年                  | 39.7575月分 | 47.709月分    | 勤続35年                 | 39.7575月分 | 47.709月分    |
| 最高限度額                  | 47.709月分  | 47.709月分    | 最高限度額                 | 47.709月分  | 47.709月分    |
| その他の加算措置               |           |             | その他の加算措置              |           |             |
| 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)  |           |             | 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算) |           |             |
| 1人あたり平均支給額<br>12,812千円 |           |             |                       |           |             |

(注)退職手当の1人あたり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

### ◆その他の手当(令和3年4月1日現在)

| 手当名   | 内容および支給単価  | 支給実績<br>(令和2年度<br>決算) | 支給職員1人あたり<br>平均支給年額<br>(令和2年度決算) | 国の制度   |
|-------|--|-----------------------|----------------------------------|--|
| 扶養手当  | ○配偶者<br>6,500円   | 51,428千円              | 210,770円                         | 同じ   |
|       | ○子<br>10,000円  |                       |                                  |  |
|       | ○父母等<br>6,500円   |                       |                                  |  |
|       | ○特定期間の子に係る加算<br>5,000円   |                       |                                  |  |
| 住居手当  | ○借家等<br>家賃月額16,000円超対象<br>支給限度額28,000円   | 40,946千円              | 274,805円                         | 同じ   |
|       | ○交通機関利用者<br>通勤に要する運賃の6月定期相当額を一括支給<br>1月当り55,000円が限度  |                       |                                  |  |
| 通勤手当  | ○交通用具使用者<br>自動車等を使用し、通勤距離が片道2km以上の場合に距離に応じて月額3,000円から30,500円を支給  | 51,749千円              | 113,236円                         | 交通用具使用者<br>自動車等を使用し、通勤距離が片道2km以上の場合に距離に応じて月額2,000円から31,600円を支給 |
|       | 管理または監督の地位にある職員に対し、職責に応じて支給<br>理事<br>82,000円<br>部長職<br>63,000円<br>部次長・参事<br>59,000円<br>課長職<br>44,500円<br>主幹<br>42,500円 |                       |                                  |  |
| 管理職手当 |  | 58,926千円              | 583,426円                         | 管理・監督の地位にある職員に対し、職責に応じて俸給の特別調整額として、46,300円から139,300円を支給        |



※70歳未満と70歳以上の人で

ておいてください。

す。必ず領収書を手元に保管し

領収書の提出は不要となりま

療費等の明細書」を作成すれば

費控除を受けられる場合は「医

令和3年分の確定申告で医療

す。

のわかるもの(※2)が必要で

番号、個人番号(マイナンバー)

申請は保険証、領収書、口座

療費として支給されます。

を超えた分が申請により、高額

を申請した分が申請により、高額

基準に該当する場合は、限度額

己負担額が高額になったとき、

は、限度額が異なります。詳しく

は、限度額が異なります。詳しく

くは次の1、2および表をご覧ください。

# 国民健康保険の高額療養費制度

## 1 70歳未満の自己負担限度額(月額)

| 区分           |           | 自己負担限度額                     |                               |          |
|--------------|-----------|-----------------------------|-------------------------------|----------|
|              |           | 3回目まで                       | 4回目以降(※3)                     |          |
| 住民税課税世帯      | 上位所得者(※1) | 基礎控除後の総所得(※2)<br>901万円超     | 252,600円+(医療費の総額-842,000円)×1% | 140,100円 |
|              |           | 基礎控除後の総所得<br>600万円超~901万円以下 | 167,400円+(医療費の総額-558,000円)×1% | 93,000円  |
|              | 一般        | 基礎控除後の総所得<br>210万円超~600万円以下 | 80,100円+(医療費の総額-267,000円)×1%  | 44,400円  |
|              |           | 基礎控除後の総所得<br>210万円以下        | 57,600円                       |          |
| 住民税非課税世帯(※4) |           | 35,400円                     | 24,600円                       |          |

※1 所得の申告をしていない人も、上位所得者とみなされますので、必ず申告してください。

※2 基礎控除後の総所得とは、国保被保険者それぞれの前年の所得から基礎控除を引いた額を全て合算した額。

※3 過去12カ月間に1世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合。

※4 同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税の世帯に属する人。

## 2 70歳以上75歳未満の自己負担限度額(月額)

| 区分       |             | 自己負担限度額                |                               |           |
|----------|-------------|------------------------|-------------------------------|-----------|
|          |             | 外来(個人単位)               | 外来+入院(世帯単位)                   | 4回目以降(※5) |
| 住民税課税世帯  | 現役並み所得者(※1) | 現役並みⅢ(課税所得690万円以上)     | 252,600円+(医療費の総額-842,000円)×1% | 140,100円  |
|          |             | 現役並みⅡ(課税所得380万円以上)     | 167,400円+(医療費の総額-558,000円)×1% | 93,000円   |
|          |             | 現役並みⅠ(課税所得145万円以上)     | 80,100円+(医療費の総額-267,000円)×1%  | 44,400円   |
|          | 一般(※2)      | 18,000円(年間上限額144,000円) | 57,600円                       |           |
| 住民税非課税世帯 | 低所得Ⅱ(※3)    | 8,000円                 |                               | 24,600円   |
|          | 低所得Ⅰ(※4)    |                        |                               | 15,000円   |

※1 同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる人。ただし、70歳以上75歳未満の国保被保険者の収入の合計が、複数で520万円未満、単身で383万円未満の場合は申請により「一般」となります。なお、同一世帯の70歳以上75歳未満の国保被保険者の基礎控除後の所得の合計額が210万円以下の場合も「一般」となります。

※2 現役並み所得者、低所得Ⅱ・Ⅰ以外の人。

※3 同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税である世帯に属する人(低所得Ⅰ以外の人)。

※4 同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算(給与所得者は給与所得からさらに10万円を控除))を差し引いたときに0円となる人。

※5 過去12カ月間に4回以上の支給があった場合。

※1 ひと月の医療費とは  
月の1日から月末までの月単位で、保険適用になった自己負担額。

※2 個人番号(マイナンバー)のわかるものとは  
マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードと本人確認書類(運転免許証等)をご提示ください。代理人は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

1 70歳未満の人の場合  
同じ医療機関で支払った医療費が対象です(院外処方の場合、調剤も同じ医療機関として計算)。異なる医療機関の分は、それぞれが2万1千円以上であれば合算対象となります。また、同じ医療機関でも内科と歯科、入院と外来は別々に計算します。なお、入院や外来でひと月の自己負担額が高額になる場合は、事前に「限度額適用認定証」の交付を国保医療課で受けてお

2 70歳以上75歳未満の人の場合  
病院・診療所、歯科の別な合算できます。外来(個人単位)と入院・外来(世帯単位)で限度額が異なります。なお、入院や外来でひと月の自己負担額が高額になる場合は、事前に「限度額適用・標準負担額減額認定証(低所得者Ⅰ・Ⅱに該当する人)」または「限度額適用認定証(現役並みⅠ・Ⅱに該当する人)」の交付を国保医療課で受けておくと、医療機関での自己負担は限度額までとなります。

☎国保医療課国保係 (983-2962)

# 福祉医療制度のお知らせ

## 福祉医療制度

| 種類              | 対象                                 | 医療費の自己負担                                     | 手続きに必要なもの                | 所得制限                          |
|-----------------|------------------------------------|--|--------------------------|-------------------------------|
| 子育て支援医療         | 中学3年生までの子ども                        | 1カ月1医療機関、入院・外来(内科・歯科)各200円                   | 健康保険証                    | なし                            |
| ひとり親家庭医療        | ひとり親家庭の母または父と18歳以下の子ども、遺児          | 原則なし   | 戸籍謄本、健康保険証               | あり(所得制限額参照)                   |
| 障がい者医療          | 身体障害者手帳1~3級または療育手帳を持つ75歳未満の人       |  | 障害者手帳または療育手帳、健康保険証       |                               |
| 重度心身障がい老人健康管理事業 | 後期高齢者医療被保険者で身体障害者手帳1~3級または療育手帳を持つ人 |  | 後期高齢者医療被保険証、障害者手帳または療育手帳 |                               |
| 老人医療            | 満65歳~69歳の人                         | 2割または3割 ※世帯内に65歳以上で住民税課税所得が145万円以上の人がある場合は3割 | 健康保険証                    | 本人、配偶者、同一世帯員および扶養義務者全員が所得税非課税 |

## 所得制限額

| 区分                     | 扶養人数          | 扶養人数      |           |           | 以降1人につき  |
|------------------------|---------------|-----------|-----------|-----------|----------|
|                        |               | 0人        | 1人        | 2人        |          |
| ひとり親家庭医療               | 本人および同居の扶養義務者 | 236万円未満   | 274万円未満   | 312万円未満   | 38万円加算   |
| 障がい者医療・重度心身障がい老人健康管理事業 | 本人            | 360万4千円以下 | 398万4千円以下 | 436万4千円以下 | 38万円加算   |
|                        | 配偶者および扶養義務者   | 628万7千円未満 | 653万6千円未満 | 674万9千円未満 | 21万3千円加算 |

※上記の額は、令和2年中の所得から本人控除(障害者控除)や社会保険料控除を差し引いた額です。

☎国保医療課医療係 (983-2976)

## 医療費の自己負担金を助成

市内在住の健康保険加入者を対象に、医療費の自己負担金の一部を助成する5種類の福祉医療制度を実施しています。

各医療制度の内容に該当しているが、手続きをしていない人は、国保医療課で申請してください。

## 医療費の給付

福祉医療制度の受給者証を交付された人は、京都府内の医療機関等で診療を受けた場合、受給者証を提示すれば窓口で助成が受けられます。なお、京都府外で診療を受けた場合、別途申請が必要です(窓口で通常の自己負担額の支払い後、医療費支給申請書に領収書を添付し、国保医療課に申請すると、支払った自己負担額のうち、各制度の自己負担分を除いた額で総医療費を超えない額を給付します)。

## 老人医療負担金貸付金のお知らせ

市内在住の後期高齢者医療被保険者および老人医療受給者を対象に、入院時の医療費の自己負担金の貸し付けを行っています。

貸し付けには、所得・世帯状況等要件があります。詳しくはお問い合わせください。



業主の皆さんへ

個人住民税の特別徴収をお願いします

京都府内全市町村と京都府では、個人住民税の特別徴収を推進しています

個人住民税は、個人市町村民税および府民税を合わせたもので、1月1日現在で従業員等が居住する市町村で徴収されます。

徴収方法のうち、給与支払者(事業主)が所得税の源泉徴収と同様に従業員等に支払う毎月の給与から個人住民税を差し引き、市町村に納入する特別徴収制度があります。

ある事業主は、特別徴収義務者としてパートやアルバイト、役員等を含むすべての従業員等の個人住民税を特別徴収することが法令等で義務付けられています(事業主や従業員等の意思による徴収方法の選択はできません)。

特別徴収のメリット
・個人住民税の税額計算は市町村が行います。所得税のように事業主の皆さんが税額の計算や年末調整をする手間がかかりません。

より1回あたりの負担額が少なくなります。
手続等
毎年1月31日までに給与支払報告書(総括表・個人別明細書)を該当市町村へ提出する際に、総括表等に「特別徴収」する旨を記載してください。

償却資産の申告書等は京都府税務機構に提出を
提出期限は令和4年1月31日(月)まで

1月1日現在で市内に事業用の資産を所有または市内の事業所に償却資産を賃貸している個人または法人は、償却資産の申告が必要で。

都府内の市町村分の申告書等は同機構へ一括で提出(郵送可)してください。

償却資産(事業用資産)とは、土地・家屋以外の事業の用に供することができる有形固定資産で、構築物や機械および装置、備品等のことをいいます。

なお、前年度に申告された人には、同機構から12月中旬に申告案内ハガキまたは申告書などが郵送されます。

令和4年1月12日(水)までの早期申告にご協力をお願いします。

※電子申告(e-LETAX)で申告される人は、償却資産の所在する市町村へ提出してください。

提出先
令和3年度申告分から提出先が京都府税務機構に変わりました。そのため、京都市を除く京

間京都府税務機構業務課償却資産担当(☎414・4503)
市税務課資産係(☎983・2480)

市税・国民健康保険料等の納付は
便利な口座振替のご利用を!

市・府民税(第4期分)、国民健康保険料(第7期分)の納期限は12月28日(火)です。納期限までに市税取扱金融機関、コンビニ、スマホ決済(PayPay、LINE Pay)、市役所で納付してください。

間税務課収納係(☎983-2481)

便利です! マイナンバーカード
コンビニで税の証明書が取得できます



マイナンバーカードを使って、税の証明書が全国のコンビニ等で取得できます(マイナンバーカードとカード受領時に設定した4桁の暗証番号が必要です)。

間税務課市民税係(☎983・1113)

住宅のバリアフリー改修工事で固定資産税を減額

バリアフリー改修工事を実施した場合、工事完了の翌年度の固定資産税を、1戸当たり100㎡を限度に3分の1減額します。

対象となる改修工事
令和4年3月31日までに、次の①②③のいずれかのバリアフリー改修工事が完了した住宅で、補助金等を除く自己負担額が50万円超のもの

証明する書類等を添えて申請してください(必要に応じて、現地確認を行います)。

減額の要件
新築した日から10年以上経過し、次の①②③のいずれかの人が居住する住宅(賃貸住宅を除く。改修後床面積50㎡以上280㎡以下)であること

申請手続
改修工事完了後3カ月以内に工事内容・費用がわかる書類(工事明細書や工事箇所の写真等)と居住要件を満たすことを

※過去にこの減額を受けたことがある場合、または住宅耐震改修軽減を受けている場合は適用できません。また、工事内容によっては、他の制度を利用できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

間税務課資産係(☎983-2480)

宇治税務署からのお知らせ

消費税インボイス制度説明会を開催します

宇治税務署と公益社団法人宇治納税協会の共催で、令和5年10月から導入される消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)の説明会を開催します。

Table with 5 columns: 開催日, 時間, 定員, 場所, 予約締切日. Details about the tax seminar.

間宇治税務署法人課税第1部門(☎0774-44-4452)



# みんなで築こう 人権の世紀

～考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～

12月4日(土)～10日(金)は人権週間です。この機会に改めて人権について考えてみましょう。

今回は、龍谷大学社会学部准教授の川中大輔さんから、「外国人の社会参加」をテーマに寄稿していただきました。

## 人権週間

### 1 「共にいる」「共に生きる」

「共にいる」「ことごと」「共に生きる」ことの間には大きな違いがあります。

「共に生きる」という言葉には、支え合いや助け合いといった相補性・互恵性や、一緒に何かしらの活動に取り組むといった協働性の意味合いが込められています。相補的・互恵的・協働的な関係が地域で繰り広げられれば、その場に関わった人々は相互に影響を及ぼし合うこととなります。外国人住民と「共に生きる」社会とは、受入社会の人々にも自ずと変化をもたらすものに他なりません。中には新たな常識や認識が生み出されて、地域活動や行政活動などで従来とは異なる動きが導き出されていくこともあるでしょう。

そのことで私たちの社会の生きやすさ、暮らしやすさが前進する可能性も小さくありません。

それでは、地域における外国人住民と日本人住民はどれほど「共に生きる」関係となっているのでしょうか。「共に生きる」社会を実現するために、どのような外国人住民の社会参加を推進していけばよいのでしょうか。日本においても外国人住民の存在が高まる中、私たちはこうした問いと向き合っていかなければなりません。

### 川中 大輔さん寄稿

## 「共にいる」社会から「共に生きる」社会へ



かわなか・だいすけ 龍谷大学社会学部准教授。放送大学客員准教授。シチズンシップ共育企画代表。財団法人大学コンソーシアム京都研究主幹、立命館大学共通教育推進機構嘱託講師などを経て現職。専門は社会デザイン研究、シチズンシップ教育論、市民活動論。

人関係的参加)を思い浮かべるでしょう。ある人は行政サービスを利用してきている時(社会的参加)を思い浮かべるでしょう。ある人は法的・政治的な権利の行使が保障されている時(市民的参加)を思い浮かべるでしょう。「共に生きる」社会を実現するためには、以上の四つの社会参加が必要であるとされています。

この四つの社会参加が何らかの形で進んでいても、外国人住民と日本人住民との間で対等性・公平性が認められなければ、外国人住民は「よそ者」として周縁化されることとなります。「よそ者」と位置づけられれば、受入社会への信頼や愛着が形成されず、積極的参加の意識・意欲も低下することでしょう。そのため、外国人住民の視点から四側面の現状課題を見出し、問題解決に取り組み続ける仕組み(例えば、外国人住民会議)

### 3 社会参加を阻む三つの壁

多文化共生という概念は外国人住民の苦悩・痛苦を生み出す社会構造に対する問題提起として日本では用いられてきました。そうした社会構造の問題は「言葉の壁・制度の壁・意識の壁」として具体的に現れることとなります。

「言葉の壁」については理解も深まり、日本語教室や母語教室が開設されているほか、多言語版親子手帳の発行やごみ収集場での多言語表記、ピクトグラム(絵文字)による避難所内標示など、さまざまな取り組みが見られるようになりました。「やさしい日本語」の使用も広がってきています。

「制度の壁」については、依然として数多くの問題があります。中でも、医療通訳や司法通訳などの仕組みが整えられ、外国人児童・生徒の学習権保障に向けた動きなども進み出ています。

「意識の壁」については、外国人住民の文化やアイデンティティを尊重する流れが見られるものの、日常生活の中でのふとした言動で無自覚に存在を傷つけ、疎外感を抱かせていることが少なくありません。こうした状況に対して、外国人住民への共感的理解の必要性が指摘されます。共感的理解に至るには、表立って語られることの少ない「理解されない悲哀・憤怒」や、個々の人生・生活を形作ってきた歴史などの背景への接近が求められます。しかし、それは容易になされることではありません。関わり続ける中で間合いを詰めていくこととなります。

### 4 一人ひとりの「呼びかけの声」

外国人住民と関わり続ける上で地域活動は重要な機会となるでしょう。とは言え、外国人住民にとって地域活動への参加はその道筋が見えにくいものです。それでは、地域活動に参加している人々はどうのような経路で現在に至っているのでしょうか。もちろん強い意志を持って自発的に参加した人もいます。しかし、多くの場合は「誰かに誘われて」「たまたまその場に居合わせて」という流れの中で第一歩を踏み出し、「またね」と声をかけられる中で気がつけば参加し続けているのではないのでしょうか。外国人住民がこうした流れの中にある状況を増やすために、生活の中で交差する場を豊かにし「呼びかけの声」を発することが期待されます。

この際、外国人住民が有する強みが発揮される参加を呼びかけたいところです。出身国の家庭料理を子ども食堂や地域イベントで供してもらおうということが一例として挙げられるでしょう。ただし、外国人住民だからといって出身国文化に親和性が高いとは限りません。移民世代などが変われば、生活文化も変わってきます。外国人住民を一括にはせず、一人ひとりの強みに目を注がねばなりません。そのような個人としての尊重に基づき交わりこそ、「共に生きる」関係性の内実を豊かなものとしていくのです。

## 外国人も住みよい地域に

### 2 社会参加の四つの側面

あなたが社会の一員であることを認識・実感するのはどのような時でしょうか。ある人は対価を伴う仕事に従事している時(経済的参加)を思い浮かべるでしょう。ある人は地域活動に参加する中で様々な人間関係ができ、支援が必要な時に助けられるつながりができた時(対

人権啓発課 (八幡人権・交流センター) ☎981-3127

## 防災講演会を開催します 来年1月22日

日ごろからの防災・減災意識を高め、地域の防災力の向上を図ることを目的として、小学生からでも楽しめる防災講演会を開催します。

※参加無料。事前申込が必要です。  
▶日時 1月22日(土)午後1時30分～3時30分(開場1時)  
▶場所 生涯学習センター3階 ふれあいホール

▶対象 市内在住、在勤、在学の人  
▶定員 125人  
※定員を超えた場合は抽選。  
▶内容 「あなたのぼうさいスイッチ～これからの水害に立ち向かう～」  
▶講師 竹之内健介さん(香川大学創造工学部講師〈気象予報士〉)

☎・☎12月21日(火)までに郵送または電話、メールで参加者全員の氏名(フリガナ)、性別、年齢、住所、電話番号、メールアドレスを防災安全課(〒614-8501 市役所防災安全課〈住所不要〉、☎983-3200、メールbousai@mb.city.yawata.kyoto.jp)へ



大きくなれ

加藤 采華ちゃん(0歳)
カーテン遊び、楽しいね!



谷口 英維人くん(0歳)
8月生まれのエイトです。
友達100人出来るかな♪



橋本 莉々那ちゃん(0歳)
我が家に天使が舞い降りました
生まれてきてくれてありがとう♡



お子さんの写真募集

無邪気な笑顔、いたずらっ子な顔など、お子さんのナイスショットをどどんお寄せください(掲載イメージは上記をご覧ください)。
対象 市内在住の就学前のお子さん(応募時点)
掲載枠数 3枠(状況に応じて掲載数は変動します)
応募方法 お子さんの写真に、次の内容を添えて、メール(hisyo@mb.city.yawata.kyo

to.jp)で応募もしくは直接窓口にお越しください。
①子どもの氏名(ふりがな)・生年月日・年齢・性別
②メッセージ・コメント(全角30文字以内)
③住所※掲載はしません。
④保護者氏名(ふりがな)
⑤電話番号
応募締切 掲載希望月の前月の5日まで※1月号掲載分は12月5日(日)(窓口受付は土日祝を除く)まで。

その他
・モノクロ写真および加工写真は不可。
・紙面のスペースに合わせてトリミングする場合があります。
・該当のお子さんのみが写っている写真を送付してください。
・応募多数の場合は、先着順で掲載写真を決定します。
・前回の掲載から1年以上経過していれば、再度掲載可能です。
問秘書広報課(☎983-1087)

子育てすくすく12月



子ども・子育て支援センター すくすくの杜(☎972-1085)

月29日~1月3日
※市に気象警報が発令されている場合は休館となります。

子育て講座

すくすくの杜

- 離乳食展示▶1日(水)・15日(水)※展示のみ。
親子ストレッチ▶9日(木)午前10時30分~11時30分
対象 1歳~おおむね3歳未満の親子10組
足に合った靴の選び方▶15日(水)午前10時30分~11時30分
対象 妊婦さんと生後2カ月~おおむね3歳未満の親子10組
赤ちゃんからの読み聞かせ▶22日(水)午前10時30分~11時30分
対象 妊婦さんと生後2カ月~おおむね3歳未満の親子10組

センターでは



市内在住の妊婦さん、および生後2カ月~就学前のお子さんとその保護者(すくすくの杜は、おおむね3歳未満のお子さんとその保護者)を対象に、親子で遊ぶ場、子育て相談、発達相談(予約制。利用時間内に各センターへ)、育児の情報交換の場を無料で提供しています(新型コロナウイルス感染拡大防止のため、利用時間・人数等に制限があります)。詳しくは、上記のQRコードから市ホームページをご覧ください。
▶開設日=月曜~金曜日(全支援センター)および土曜日(すくすくの杜のみ、あいあいポケットは第2土曜日のみ)
▶休館日=祝日および年末年始(12

子育て支援センター あいあいポケット(☎983-8747)

あいあいポケット

離乳食講座▶10日(金)【1部】午前9時30分~10時15分【2部】午前10時45分~11時30分※場所は八幡人権・交流センター。
対象 【1部】生後2~8カ月の親子5組【2部】生後9カ月~1歳半の親子5組
子どものイヤイヤの理由と対処法▶14日(火)午前10時30分~11時30分
対象 妊婦さんと生後2カ月~就学前の親子15組

第二子育て支援センター そよかせ(☎981-5009)

はじめての絵本



センターでは、赤ちゃんにはじめての1冊をプレゼントしています。
対象講座参加日に生後4カ月から1歳の誕生日までのお子さんとその保護者
日程や場所、申込など、詳しくは上記のQRコードから市ホームページをご覧ください。
各センターまでお問い合わせください。

園開放日

時間午前10時~11時30分(▲は午前10時~11時、△は午前10時~11時15分、■は午前10時30分~11時30分、□は午前10時30分~正午、▼は午前11時~正午)。
※持ち物や対象など、詳しくは右記のQRコードから市ホームページをご覧ください。
各園までお問い合わせください。



いろんな遊びやふれあいの場

Table with 3 columns: 事業名, 内容など, 日程. Rows include ひよこサロン(A), ひよこサロン(B), あそびの広場, 赤ちゃんの広場, お話の出前.

Table with 2 columns: 園名, 日程. Lists various childcare facilities and their event dates.



# イベント

## ▶松花堂ふれあい市 「感謝祭」の中止について

12月11日(土)の松花堂ふれあい市での「感謝祭」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止しますが、「松花堂ふれあい市」は、通常どおり開催します。また、12月29日(水)に終い市を開催します。

場所 昭乗広場

問 J A 京都やましろ八幡市支店 (☎981-1315)

## ▶カトレア展

鉢花の女王「カトレア」など、たくさんの珍しい洋蘭を展示します。皆

さんのお来場をお待ちしています。  
日時 12月12日(日)午前10時～午後4時※入場無料。

場所 男山泉集会所(ふれあいセンター泉)

問 男山蘭友会=小泉 (☎983-1876)

## ▶みそ作り体験

市内産の米と国産大豆を使ったみそ作りを行います。

日時 令和4年1月11日(火)～14日(金)

場所 J A 京都やましろ八幡市支店加工室

定員 15人(先着順)

参加費 1,500円

問・問 12月17日(金)までに、J A 京都やましろ八幡市支店(☎981-1315)へ※時間など詳細は申し込み時にお知らせします。

## ●グリーンカーテン写真コンテスト

## ●やわたのまちの 小さな仲間たちフォトコンテスト

# 受賞作品決定

両コンテストにたくさんの応募をいただき、ありがとうございました。応募作品は文化センターで展示し、来場者による投票が行われ、次のとおり大賞が決定されました。

※やわたのまちの小さな仲間たちフォトコンテスト受賞作品は、市ホームページでも公開しています。

問 環境保全課 (☎983-2795)



グリーンカーテン写真コンテスト大賞 関西奈菜さん「初めてのグリーンカーテン」



やわたのまちの小さな仲間たちフォトコンテスト大賞 竹原和生さん「春をはばたく」

## 空中茶室「閑雲軒」と松花堂をテーマにした時空×観光の実証事業

## ▶京都・やわた時空さんぽ デジタルスタンプラリー

松花堂昭乗ゆかりの地や神仏和合の地を巡るデジタルスタンプラリー。八幡のまちの今と昔を感じながら、スポットを巡ってみませんか。実施期間 令和4年2月13日(日)まで  
参加方法 スマートフォンで右記QRコードから



専用サイトにアクセスし、アカウント作成後、指定のスポットを巡りGPSでデジタルスタンプを取得  
特典 ①アンケート回答で松花堂庭園・美術館オリジナル抹茶セット(抽選10人)、②13スポットのうち8スポット達成でスマホ用紙製VRゴーグル(先着400人)をプレゼント  
その他 期間中、オリジナル松花堂弁当を楽しめる店舗が登場  
問 商工観光課 (☎983-2859)

# 募集

## ▶第41回書初め展の作品募集

開催日時 令和4年1月22日(土)～30日(日)午前10時～午後4時※入館無料。

場所 松花堂美術館

課題 別表のとおり

出品受付 令和4年1月11日(火)正午～午後3時に市民交流センターへ持参

※1点につき200円の出品料要(1

人1点限り)。  
その他 学校へ提出する場合は表装不要。個人で提出する場合は出品表(下記参照)を作品下に添付し、作品を仮巻に貼ってください。  
問 文化協会書道部会=中村 (☎090-2358-4615)

のりしろ

|     |  |
|-----|--|
| 学校名 |  |
| 学年  |  |
| 氏名  |  |

(縦5cm×横10cm)

# みる

はくゆう

法澤博祐さんの作品(同志社小1年)

# 注意

小四 茨杏理

茨杏理さんの作品(八幡小4年)

# 交通安全

五 年 草苺玲

草苺玲さんの作品(美濃山小5年)

## ▶交通安全書道展の開催

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため延期していた交通安全書道展を下記の日程で開催します。

日時 12月1日(水)～21日(火)

場所 生涯学習センター

交通安全書道展受賞者(敬称略)

市長賞 法澤博祐(同志社小1年)

草苺玲(美濃山小5年)

砂原悠花(男山東中3年)

吉村佳菜(一般)

近藤里央(美濃山小1年)

小西優子(くすのき小3年)

上北みづき(橋本小6年)

岸さくら(男山第三中1年)

上野美保(一般)

▶八幡市奨励賞=元谷すみれ(くすのき小1年)、北田杏花(南山小4年)、廣瀬巧弥(さくら小6年)、栗田緒花(男山中1年)

▶八幡警察署奨励賞=神谷柚花(なるみ幼稚園年長)、上島歩乃果(くすのき小4年)、藤原唯花(八幡小5年)、西川陽菜(同志社女子中3年)

問 管理・交通課 (☎983-5144)

# 後方確認

中三 砂原悠花

砂原悠花さんの作品(男山東中3年)

# 大切な定期点検整備

吉村佳菜さんの作品(一般)

| 学年等 | 課題語句  | 書体等                      | 用紙   | 署名                  |
|-----|---|--------------------------|--|---------------------|
| 幼児  | とら  | 漢字は楷書、仮名はそれに調和する平仮名      | 小画仙紙<br>八つ切<br>(約68cm×17.5cm)                                      | 作品に学年・氏名を自署する(例・小二) |
| 小1  | ひので   |                          |  |                     |
| 2   | かきぞめ  |                          |  |                     |
| 3   | のびる力  |                          |  |                     |
| 4   | 明るい心  |                          |  |                     |
| 5   | 早春の空  |                          |  |                     |
| 6   | 永遠の光  | 漢字は楷書または行書、仮名はそれに調和する平仮名 | 色紙<br>小画仙紙<br>八つ切<br>(約68cm×17.5cm)<br>小画仙紙<br>半切<br>(約136cm×35cm) | 作品に応じて自署する(例)       |
| 中1  | 信念を持つ   |                          |  |                     |
| 2   | 確かな前進   |                          |  |                     |
| 3   | 真理の追求   | 書体自由                     | 色紙<br>小画仙紙<br>八つ切<br>(約68cm×17.5cm)<br>小画仙紙<br>半切<br>(約136cm×35cm) | 作品に応じて自署する(例)       |
| 高校生 | ○春風柳上帰<br>※「帰」=「歸」でも可(春風柳上に帰る)(「宮中行楽詞」より)<br>○梅花百樹障去路<br>垂柳千條暗回津<br>※「梅」=「梅」、「花」=「花」でも可(梅花百樹去路を障り垂柳千條回津に暗し)(「春日出苑游驛」より) |                          |  |                     |
| 大学生 | ○野に出で、写生する春となりけり(「俳句稿」より)   |                          |  |                     |
| 一般  | ○年暮れぬ春來べしとは思ひ寝にまさしく見えてかなふ初夢(「山家集」より)<br>○年の始めのためしとて終わりなき世のためたさを松竹立てて門ごとに祝ふ今日こそたのしけれ(「一月一日」より)                           |                          |  |                     |



# 情報ひろば

市の主催・共催・後援のみ掲載

## 市政情報

### ▶来年4月に、小・中学校へ入学する子どもの家庭へ「就学通知書」をお届けします

#### ■新小学1年(平成27年4月2日～28年4月1日生)

12月下旬までに郵送します。同封の入学確認届に必要な事項を記入し、就学通知書に記載する小学校に提出してください。

#### ■新中学1年(平成21年4月2日～22年4月1日生)

①市内の小・中学校(京都市立美豆小を含む)に在学の人

学校を通じて本人に渡します。同封の入学確認届に必要な事項を記入し、在学する小学校に提出してください。

②市外の小・中学校に在学の人

12月下旬までに郵送します。入学確認届に必要な事項を記入し、就学通知書に記載する中学校に提出してください。

#### ■国立や私立の小・中学校に入学予定の人

学校への入学が許可されたら、その学校の入学を証する書類を持って学校教育課で入学変更の手続きをしてください。

また、八幡市内の小・中学校に在学している人は、小学校に入学確認届を提出してください。それ以外の人は、入学変更手続き時に学校教育課へ入学確認届をあわせて提出してください。

※1月になっても通知書が届かない

| 指定校の変更許可申請事項(市内転居用) |  |
|---------------------|--|
| 就学途中転居              | 他の校区に引っ越したが、引き続き元の学校で就学したい場合   |
| 転居予定地への先行就学         | 学年途中で他の校区への引っ越しが確実である場合  |
| 一時転居                | ①住宅の新築および改築等で一時的に引っ越すが、1年以内に帰ることが確実である場合<br>②風水害、火災、地震等により一時的に避難する場合       |
| 住宅購入等にかかる住民票の先行異動   | 住宅購入等の手続きで、住民票のみ先行異動したが、引っ越しが遅れるため、引き続き元の学校で就学したい場合                        |
| 特別支援学級入級            | 本来通学すべき学校以外の特別支援学級に入級する場合  |
| 通院・治療等              | 本来通学すべき学校へ通学が困難または適当でないと認められる場合  |
| 帰国子女・外国人            | 帰国子女または外国人で配慮が必要な場合  |
| 昼間留守家庭              | ①保護者が勤務事情で昼間不在のため出勤時に児童を他の校区の親族宅へ送り、保護者と一緒に帰宅する場合<br>②自営業で事業所の所在地の学校に就学の場合 |
| 兄弟姉妹関係              | 兄弟姉妹が指定校の変更を許可されている場合  |
| 許可期間延長              | 許可期間終了後も引き続き当該学校で就学したい場合   |
| 教育的配慮               | 本人または家庭の事情その他特別な事情の場合  |

| 通学区域外就学許可申請事項(市外転出用) |   |
|----------------------|---|
| 就学途中転居               | 市外に引っ越したが、引き続き元の学校で就学したい場合  |
| 転居予定地への先行就学          | 学年途中で他の校区への引っ越しが確実である場合   |
| 一時転居                 | ①住宅の新築および改築等で一時的に引っ越すが、1年以内に帰ることが確実である場合<br>②風水害、火災、地震等により一時的に避難する場合        |
| 住宅購入等にかかる住民票の先行異動    | 住宅購入等の手続きで、住民票のみ先行異動したが、引っ越しが遅れるため、引き続き元の学校で就学したい場合                         |
| 昼間留守家庭               | ①保護者が勤務の事情で昼間不在のため出勤時に児童を他の校区の親族宅へ送り、保護者と一緒に帰宅する場合<br>②自営業で事業所の所在地の学校に就学の場合 |
| 兄弟姉妹関係               | 兄弟姉妹が通学区域外就学を許可されている場合  |
| 教育的配慮                | 本人または家庭の事情その他特別な事情の場合   |

場合は、学校教育課にお問い合わせください。

#### ※「指定校の変更許可および通学区域外就学許可制度の案内」も同封しています。

#### 【指定校の変更許可および通学区域外就学許可制度】

住民登録している住所により校区を定めているため、指定された学校

に通学することが原則となっています。

しかし、特別な事情がある場合は、指定された学校以外に通学できる制度があります。個々の事情により許可期間や必要書類等が異なりますので、区域外への就学を希望される人は、お問い合わせください。

☎学校教育課(☎983-1127)

## 講座・教室

### ▶普通救命講習Ⅲ

日時 12月12日(日) 午前9時～正午※参加費無料。

場所 消防本部4階コミュニティ消防・防災センター

対象 市内在住・在勤・在学の16歳以上の人

定員 15人

内容 成人に対する心肺蘇生法(胸骨圧迫、人工呼吸)、AED(自動体外式除細動器)の取り扱い

講師 救急救命士および消防職員  
その他 筆記用具を持参し、実技に

適した服装、マスク着用で参加してください。講習終了後、修了証を交付します。自動車の駐車スペースがございませんので、公共交通機関、バイクまたは自転車でお越しください。

☎・☎12月11日(土)までに、電話で消防本部警備課救急係(☎981-1849)へ

### ▶はじめてのスマホ教室

NTTドコモの講師が、スマートフォンの基本的な操作方法を説明します。

日時 令和4年1月19日(水) ①午前10時～正午②午後1時30分～3時30分※参加費無料。

場所 市役所第二分庁舎2階商工

会会議室

対象 市内在住のスマートフォン未保有の人および初心者

定員 各回12人(先着順)

内容 ①スマートフォン未保有の人向けの基本操作や地図アプリの使い方②スマートフォン初心者向けのウェブ検索やWi-Fiの使い方  
※①②どちらか一方のみ申し込み可。

※1人1台スマートフォンを貸し出し。現在利用中の携帯会社に関係なく参加できます。

持ち物 筆記用具

☎・☎12月13日(月)～24日(金) 午前9時～午後5時15分(土・日・祝除く)までに、電話でIT推進課(☎983-1904)へ

### ▶届いていますか? 八幡おうえん飲食券

令和3年8月20日現在で、本市に住所を有する世帯の世帯主宛てに2千円分の飲食券を10月からゆうパックにて配付しました。

不在などでお届けできなかった飲食券は商工観光課にてお預かりしていますので、お問い合わせください。使用期限 令和4年2月28日(月)まで

※飲食券が使用できる店舗は、右記QRコードから確認できます。



☎商工観光課(☎983-2853)

### ▶シルバーライフラインシステム

住み慣れた地域での生活の継続を支援するため、病气やけがなどの緊急時の通報に24時間365日対応します。

対象 ①65歳以上のひとり暮らしの人、②身体障害者手帳1・2級を所持しているひとり暮らしの人

内容 見守りの必要なひとり暮らしの高齢者に対し、緊急通報装置を貸与します。相談・緊急ボタンによる通報をオペレーションセンターが24時間365日体制で受け付け、対応します(状況に応じて救急車の出動を要請します)。

☎高齢介護課(☎983-5471)

### ▶市民課からのお知らせ

#### ■マイナンバーカードの受け取りについて

マイナンバーカードの交付申請後、2カ月程度で交付通知書(ハガキ)が自宅に届きます。到着後、電話または市ホームページで受け取り予約を行い、市民課窓口へお越しください。平日の開庁時間に来庁できない場合は、休日交付窓口をご利用ください。

※ハガキを紛失、または3カ月以上経ってもハガキが届かない場合は、市民課へ連絡してください。

※休日交付窓口や必要書類の詳細は市ホームページをご覧ください。

#### ■マイナポイントの手続き期限は12月末まで

令和3年4月末までにマイナンバーカードを申請または取得した人は、12月末までにマイナポイントの申請とキャッシュレス決済(チャージまたは購入)をすると、利用金額の25パーセント(最大5千円分)のポイントが付与されます。詳細は、右記QRコードから確認できます。



☎マイナポイント事業についてはマイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)、手続きについては市民課(☎0570-078-614)



# 生活情報センターだより



## ガラケーが使えなくなる？ スマホにしないとだめ??

【事例】携帯電話会社から2022年に「3G」回線サービスが終了する案内のDMが届いた。心配になり、今使っている携帯電話が今後どうなるか相談したら、ガラケーは使えなくなるので、スマホに乗り換えるとお得ですと言われ、色々便利になりそうだから機種変更した。ところが機能が複雑すぎて、通話すらうまく出来なくなってしまった。(70代・男性)

【アドバイス】「2022年ガラケーが使えなくなる？」という噂が独り歩きしていますが、それは「3G」回線しか使えない古い機種のみです。今販売されているガラケーの多くは「4G」なのでまだまだ使えます。スマホはインターネットやキャッシュレス決済など色々なことが出来る反面、なじみの数

字ボタンも電話を掛けたり切ったりするボタンもありません。タッチパネルを操作して画面を切り替えて色々な操作をするのは慣れるまで時間がかかります。スマホは操作の不慣れから思わぬ高額請求になることがあります。携帯電話で一番必要な機能をよく考えて、使いやすい機種を選びましょう。スマホが使いこなせないと思ったらすぐに携帯ショップに相談しましょう。スマホ教室などを開催している場合もありますので活用しながら操作になれるのも良いでしょう(市で開催のスマホ教室は、11面「講座・教室」参照)。心配なことがあれば生活情報センターへご相談ください。  
生活情報センター(☎983-8400、FAX983-8401)

### ▶くらしお役立ちセミナー&企業説明会

日時 12月1日(水) 午前9時30分~11時45分※参加費無料。要申し込み。

場所 市役所分庁舎2階会議室A  
対象 現在求職中の人  
定員 10人(先着順)  
申・問11月30日(火)午後1時まで、電話で京都ジョブパーク総合受付(☎682-8915)へ

### ▶第31回やわた再発見! 観光フォトコンテスト

募集期間 12月1日(水)~令和4年1月31日(月)  
テーマ 「記憶に残る京・やわた」(四季折々の美しい自然、文化財、史跡、伝統行事、まだ知られていない景観など、市内で撮影した写真)  
応募写真規格等 ①カラープリント四つ切ワイド②1年以内に撮影し、未発表のもの※1人2点以内。  
申・問応募票と作品を観光協会(〒614-8005八幡高坊8-7 ☎981-1141)へ持参または郵送。詳しくは、観光協会へ。※入賞者には副賞を贈呈。

### ▶シニア3楽体操教室

気楽に参加・楽しく続けて・楽な運動で健康と友達をつくりましょう。  
対象 市内在住の60歳以上の人  
※会場・実施日時・参加費など、詳しくはお問い合わせください。  
申・問電話でシルバー人材センター(☎983-0822)へ

◀寄贈▶ 11月20日、岡本明子さまから、市内公立幼稚園、保育園、こども園のために、手作りのパネルシアターやペーパーアートなど計80作品を寄贈いただきました。ありがとうございます。

### ▶再エネ電力グループ購入事業 (EE電<いいでん>キャンペーン)

府では家庭・事務所・商店・飲食店などを対象に、エコな電気を購入しやすくするキャンペーンを実施しています。詳細は、右記QRコードからご覧いただけます。  
問京都府府民環境部エネルギー政策課(☎414-4298、FAX414-4705)



### ▶歴史探訪ウォーク

#### 第9回八幡の古寺巡礼 -八角堂~正法寺

日時 12月9日(木)午後1時~3時30分頃※雨天中止。  
集合場所 昭乗広場(庭園南側)  
定員 25人  
参加費 800円(拝観料、案内しおり、保険料など)  
申・問12月5日(日)までに、電話またはメールで、八幡の歴史を探究する会=高田(☎090-2011-7503、メール:takata@cd6.so-net.ne.jp)へ※不在のときは、留守電に用件、お名前、電話番号をお伝えください。

### ▶聞こえにくさを 感じている人の交流会 「みなみかぜひろば」

聞こえにくさによる生活上の悩みを話しませんか。  
日時 12月15日(水)午後1時30分~3時※参加費無料。  
場所 京都府聴覚言語障害センター(城陽市寺田林ノ口11-64)  
申・問12月7日(火)までに、電話もしくはFAX、郵送、窓口、ホームページ問い合わせフォームで京都府聴覚言語障害センター(☎0774-30-9000、FAX0774-55-7708)へ

### ▶4カ国語家庭ごみ分別・収集日カレンダーを作りました

ポルトガル語(ブラジル人向け)・ベトナム語・中国語・韓国語の家庭ごみ分別・収集日カレンダーを作りました。市のホームページからダウンロードできますので、ご利用ください。  
問環境業務課(☎983-5340)

# 生活

## ▶し尿収集日程のお知らせ

問城南衛管 ☎631-5171 FAX631-6011

|                 |  |
|-----------------|--|
| 12月1日(水)、22日(水) | 八幡(森垣内、名残、双栗)、川口(高原を除く)、下奈良、上奈良  |
| 12月3日(金)、24日(金) | 八幡(今田、園内、三本橋、馬場、三ノ甲、長田、石不動、軸、岸本、東林、柿木垣内、小松、河原崎、清水井、広門、植松、三反長、隅田口、山下、久保田、月夜田) |
| 12月6日(月)、25日(土) | 内里(荒場、河原、女谷、西山川、砂島除く)  |
| 12月8日(水)、28日(火) | 内里(荒場、河原、女谷、西山川、砂島)、戸津、美濃山、八幡(山田、一ノ坪、福祿谷、南山、水珀)                              |
| 12月9日(木)        | 野尻、岩田、上津屋  |
| 12月15日(水)       | 八幡(林ノ元、池ノ首、焼木、在応寺、長町)、川口(高原)   |
| 12月17日(金)       | 八幡(科手、土井、吉野、山路、源氏垣外、平谷)  |
| 12月21日(火)       | 橋本、八幡(高坊、平ノ山、大谷)   |

## ▶不用品情報

▼ゆずります  
▼エレクトーンのイス(ヤマハ・黒色)▼和装着付練習用ボディ▼お宮参り用着物(女児用・朱色)▼オフィスチェア(肘付き・ハイバック)※価格の記載がないものは無料。市は情報提供のみを行います。品物の受渡し等については当事者間で行います。  
問生活情報センター(☎983-8400、FAX983-8401)

## ▶大型ごみの持ち込み

1日5点まで(すべて有料)

【祝日】12月はありません。  
【平日】月曜日~金曜日、午前8時30分~午後4時30分  
※戸別収集は要予約。  
場所 市役所東側別館環境事務所 問環境業務課(☎983-5340)

## ▶食用廃油の回収日程表

問環境業務課(☎983-5340)

|        |   |
|--------|---|
| 8日(水)  | 上奈良・下奈良・上区・中区・内里・三区公会堂、石清水ビューハイ、双栗・五区集会所、川口天満宮前、市役所庁舎東側、八幡人權・交流センター、八幡御馬所、南山小西側、柿ヶ谷集会所、福祿谷114・166番地 |
| 10日(金) | 長町北・樋ノ口集会所、長町児童公園、長町11番地、橋本公民館、橋本栗ヶ谷26番地、ひつじ・やぎ公園、足立寺史跡公園   |

※回収日の午前8時までに出してください。  
※食用廃油用回収箱を各箇所に設置していますので、食用油の元の容器またはペットボトルに入れて出してください。  
※回収場所が分からない人はお問合せください。

## 図書館コーナー

図書館へのお問い合わせは  
◆八幡市民図書館(☎982-7322)  
◆男山市民図書館(☎982-4123)

## ▶12月の図書館休館日

**八幡市民図書館**  
3日(金)、10日(金)、17日(金)、24日(金)、29日(水)~令和4年1月4日(火)  
**男山市民図書館**  
6日(月)、13日(月)、20日(月)、27日(月)~令和4年1月4日(火)  
※男山市民図書館は生涯学習センター休館のため、12月27日(月)から休館します。

## ▶12月から おはなし会を再開します

八幡市民図書館 第4土曜日  
男山市民図書館 第2土曜日  
時間はいずれも午後2時30分~3時、定員5人程度(4歳~小学生まで)。  
※新型コロナウイルスの影響により、中止となる場合があります。

NEW BOOK 新着図書紹介 ▶

【児童図書】  
『ものがたりのほん』  
『野ばらの村の秋の実り』  
ジル・パークレム/著  
こみや ゆう/訳  
好奇心の強いネズミのプリムローズは、面白そうなお穴を見つけて入ってみました。ところが帰り道がわからなくなってしまったのです。小学校中学年から。



## ▶自動車文庫の巡回日程

午後1時に大雨注意報・警報発令時は運休。なお、注意報発令時は、天候により巡回する場合があります。  
※新型コロナウイルスの流行状況によっては、急遽運行を中止または予約貸出のみの運行となる場合があります。

| 30分間停車します       |                                 |
|-----------------|---------------------------------|
| 12月1日(水)、22日(水) | 男山石城(地域包括ケア複合施設YMBT) 13:20~     |
|                 | 岩田岩ノ前(石田神社御旅所) 14:10~           |
|                 | 橋本あらかし公園(西入口) 15:00~            |
|                 | 西山足立(橋本児童センター) 15:40~           |
|                 | 橋本西山本(橋本橋東側) 16:20~             |
| 12月7日(火)、28日(火) | 南ヶ丘保育園 14:10~                   |
|                 | 美濃山御幸(みゆき南公園) 14:50~            |
|                 | ファインガーデンスクエア(ウエストエントランス) 15:30~ |
|                 | 男山笹谷(D19棟南側) 16:30~             |
| 12月8日(水)、27日(月) | 橋本塩釜(島岡歯科医院前) 13:40~            |
|                 | 南ヶ丘児童センター 14:20~                |
|                 | 八幡山田(しのめ公園) 15:00~              |
|                 | 美濃山幸水(幸水集会所) 15:40~             |
|                 | 子ども・子育て支援センター(すくすくの杜) 16:20~    |
| 12月14日(火)       | 岩田松原(魚清前) 13:10~                |
|                 | ケアハウスボロボロ21 14:00~              |
|                 | 八幡長町・南(児童遊園) 14:50~             |
|                 | 八幡樋ノ口(今井氏宅前) 15:30~             |
| 12月15日(水)       | 下奈良今里(有都交流センター) 14:10~          |
|                 | 川口(まつむし児童公園) 14:50~             |
|                 | 有都小学校 15:30~                    |
|                 | 美濃山小学校 16:20~                   |
| 12月21日(火)       | 内里(有都福祉交流センター) 14:00~           |
|                 | 上津屋里垣内(四季彩館) 14:40~             |
|                 | 八幡長町・北(7組ロータリー) 15:30~          |
|                 | 橋本栗ヶ谷(メロディハイム希望ヶ丘前) 16:20~      |



# 困ったときは ご相談ください

※コロナ禍により延期または中止となる場合があります。

## ◆弁護士相談

【電話予約制、先着8人】  
相続・離婚・金銭問題・借地・借家・近隣トラブル・交通事故等の法律相談に弁護士が応じます。時間はいつでも午後1時15分～4時です。1人20分。

| 相談日       | 場所                | 予約開始日      |
|-----------|-------------------|------------|
| 12月7日(火)  | 文化センター<br>2階第1会議室 | 11月30日(火)～ |
| 12月14日(火) |                   | 12月7日(火)～  |
| 12月21日(火) | 生活情報センター          | 12月14日(火)～ |
| 1月11日(火)  | 文化センター<br>2階第1会議室 | 1月4日(火)～   |

※予約は、午前9時から電話で生活情報センター(☎983-8400)へ。利用される人は前回の利用から少なくとも2カ月の間隔を空けてください。

## ◆司法書士相談

【電話予約制、先着5人】  
土地建物、登記、契約、相続、消費者金融問題等の法律相談に応じます。時間は午後1時30分～4時です(相談時間は1人30分)。  
▶12月23日(木)生活情報センター  
※予約は16日(木)午前9時から電話で生活情報センター(☎983-8400)へ。利用される人は前回の利用から、少なくとも2カ月の間隔を空けてください。

## ◆行政書士相談

一般相続、遺言、官公署への許認可、各種契約書等の書類作成や成年後見制度に関する相談に行政書士が応じます。時間は午後1時30分～4時です。お問い合わせは市民協働推進課(☎983-5749)へ。  
▶12月2日(木)文化センター2階第1会議室

## ◆行政相談

国や府、市などの行政に関する苦情や意見・要望を受け付けます。時間は午後1時30分～4時です。お問い合わせは市民協働推進課(☎983-5749)へ。  
▶12月17日(金)文化センター2階第1会議室

## ◆年金相談

【電話予約制】  
完全予約制。年金相談を希望される人は下記に予約してください。  
▶12月17日(金)午前10時～午後4時、市役所(詳細は予約時にお伝えします)  
予約先 京都南年金事務所お客様相談室(☎643-2620)

## 国民年金からのお知らせ

### 年金を受けている人が亡くなったら

年金を受けている人が亡くなったときは、遺族が「死亡届」を提

出しなければなりません。年金は亡くなった月分まで支給されますので、支払われるはずの年金(未支給年金)が残っている場合は、遺族が受け取ることができます。対象者は、年金を受けていた人の死亡当時、その人と生計を同じく

していた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、または3親等内の親族で、請求優先順位もこのとおりです。  
※手続きに必要な書類や手続き先は受けていた年金の種類によって異なります。

### 離婚時の厚生年金分割制度について

離婚などをしたときに厚生年金の保険料納付記録を当事者間で分割できる制度(「合意分割制度」と「3号分割制度」)があります。※請求手続きは離婚後2年以内に行ってください。

【合意分割制度】  
次のすべての条件に該当した場合に、当事者からの請求により厚生年金の保険料納付記録を当事者間で分割することができる制度です。

◆平成19年4月1日以後に離婚し

た人や事実婚関係を解消した人  
◆当事者間の話し合いや裁判手続きにより年金分割の割合(上限50%)を定めていること

※分割される保険料納付記録は、「婚姻期間中の当事者の厚生年金の保険料納付記録」に限られます。

【3号分割制度】  
次のすべての条件に該当した場合に、国民年金の第3号被保険者であった人からの請求により、相手方の厚生年金の保険料納付記録を2分の1ずつ、当事者間で分割することができる制度です。

◆平成20年5月1日以後に離婚し

た人や事実婚関係を解消した人  
◆平成20年4月1日以後に国民年金の第3号被保険者であった期間があること

※分割される保険料納付記録は、平成20年4月1日以後の「第3号被保険者期間中の相手方の厚生年金の保険料納付記録」に限られます。

保険料納付記録を当事者間で分割した後は、分割後の保険料記録に基づき、それぞれの老齢厚生年金や障害厚生年金などの年金額が計算されます。

詳しくは、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

☎京都南年金事務所お客様相談室(☎644-1165)

## ◆人権相談

人権に関わる相談やいろいろな悩みにも人権擁護委員が応じます。時間は午後1時～4時です▶12月6日(月)▶13日(月)▶27日(月)八幡人権・交流センター(人権啓発課)▶21日(火)生涯学習センター※電話相談も受け付けます。(☎981-3127)

## ◆女性相談

恋人や親しいパートナーからの暴力、ストーカー、セクハラなどの女性問題について相談に応じます。場所は八幡人権・交流センターです。  
【専門相談】(要予約)  
▶12月9日(木)▶23日(木)午後1時30分～4時30分、詳しくは同センター(☎983-1784)へ。  
【一般相談】月曜～金曜日(祝日、年末年始除く)午前10時～正午・午後1時～5時

## ◆くらしと仕事の相談

経済的に困りの人やご家族からの生活、仕事などの相談に専門の相談員が応じます。月曜～金曜日(祝日除く)午前8時30分～午後5時15分、生活支援課(☎983-1138)

## ◆介護相談

高齢者の介護やひとり暮らし高齢者の相談と情報を提供します。  
【地域包括支援センター】(月曜～土曜日(祝日除く)午前9時～午後5時)やまばと(☎982-8000)、梨の里(☎982-0125)、美杉会(☎971-3576)、有智の郷(☎972-1000)  
※次の在宅介護支援センター(日時は地域包括支援センターと同じ)や高齢介護課(☎983-5471)(月曜～金曜日(祝日除く)午前8時30分～午後5時15分)でも相談できます。京都八勝館(☎982-3883)、京都ひまわり園(☎983-8111)

## ◆児童虐待の通告について

月曜～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(緊急時は土日祝日、夜間の対応をします)、子育て支援課(☎983-3148)  
※府宇治児童相談所京田辺支所(☎0774-68-5520)でも対応します。

## ◆家庭児童相談室

子どものことで心配なことがあれば一緒に考え、助言をします。月曜～金曜日(祝日除く)午前8時30分～午後5時15分、子育て支援課(☎983-3148)

## ◆母子父子家庭相談

母子・父子家庭の相談に応じます。月曜～金曜日(祝日除く)午前9時～正午・午後1時～5時、子育て支援課(☎983-1112)

## ◆京都ジョブパーク個別就職相談会

## ◆サポステ京都南若者個別就労相談

【予約制】予約は商工観光課(☎983-2853)まで  
専門相談員が求職者等の就職を支援します。時間は午前10時～午後2時。※事前予約制です。京都ジョブパーク(☎682-8915)、サポステ京都南(☎0774-54-5380)▶12月16日(木)市役所1階相談室(北玄関西側)

## ◆ふれあい福祉相談

福祉に関する相談に応じます。まずは、お電話ください。ふれあい福祉センター(☎983-2000)  
【常設相談】月曜～金曜日 午前9時～午後5時 社会福祉協議会(時間外の夜間・休日は留守番電話またはFAXで受け付けます)  
【出張相談】火曜～木曜日(祝日除く)午前10時～正午、八寿園

## ◆ひきこもり相談窓口

ひきこもりで悩んでおられる人やご家族からの相談に応じ、必要とする支援を紹介します。専門の支援員がご自宅などに訪問することもできます。月曜～金曜日(祝日除く)午前8時30分～午後5時15分、生活支援課(☎983-1138)

## ◆障がい者(児)相談

障がいのある人やその家族からの相談に応じます。時間は午後1時～3時。お問い合わせは障がい福祉課(☎983-2129)へ。  
▶12月7日(火)橋本公民館。対象は聴覚障がい者・知的障がい者

## ◆消費生活相談

消費生活全般に関わる相談に、公的資格を持つ専門相談員が応じます。月曜～金曜日(祝日除く)午前9時～正午・午後1時～4時30分、生活情報センター(☎983-8400)

# 短 信

## ▶寄せ植え教室

日時 12月12日(日)午前10時～正午  
場所 市民交流センター  
対象 市内在住の人  
定員 20人  
参加費 2,000円  
持ち物 軍手、持ち帰り用袋  
☎・☎12月5日(日)までに電話で、水と緑を守る市民の会＝大谷(☎090-1159-4437)へ

## ▶京のやわた企画展 「水彩画で楽しむ八幡散策」

日時 12月3日(金)～5日(日) 午前10時～午後4時※入場無料。  
場所 駅前ギャラリー(京阪石清水八幡宮駅改札を出てすぐ)  
☎観光協会(☎981-1141)



# 子宮頸がん・乳がん検診を受けましょう!

※費用は無料

## 実施期間 令和4年2月28日(月)まで

新型コロナウイルス感染症の流行状況に応じて、中止・延期する可能性があります。

### 【注意事項】

- 次に当てはまる人は受診をお控えください。
  - 発熱(37.5℃目安・2週間以内)、せき、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐、味覚障がい、嗅覚障がいなどの症状がある人
  - 2週間以内に、諸外国への渡航歴がある、またはそれらの人と接触歴のある人
  - 2週間以内に、新型コロナウイルス感染症にかかった、またはその疑いがある患者(同居内・職場内での発熱含む)との接触歴がある人
- 【受診の際のお願い】
- 当日、ご家庭で必ず体温を測ってから受診してください。※発熱している場合は、受診できません。
  - マスクの着用で、密集・密接を防ぐ協力をお願いします。
  - 医療機関の指示に従ってください。

### 1 子宮頸がん検診 要申込

実施期間 令和4年2月28日(月)まで  
 申込期限 令和4年1月31日(月)まで※当日消印有効。  
 対象 20歳以上(令和4年3月31日時点)の女性※令和2年度に市の検診を受けた人(クーポン券受診者含む)は除く。  
 内容 問診、婦人科内診、子宮頸部細胞診  
 場所 京都府内の指定医療機関(市内は大塚産婦人科医院、おさむら産婦人科)

### 2 乳がん検診 一部申込必要

実施期間 令和4年2月28日(月)まで  
 申込期限 令和4年1月31日(月)まで※当日消印有効。  
 対象 40歳以上(令和4年3月31日時点)の女性のうち西暦偶数年生まれの人※乳房形成術を受けたことのある人、妊娠中の人、ペースメーカーを装着している人、胸部の皮下に医療器具を埋め込んでいる人は受診できません。  
 内容 問診、マンモグラフィ(40歳代:2方向、50歳以上:1方向)  
 場所 京都府内の指定医療機関(男山病院、京都八幡病院、京都田辺中央病院については申込不要。直接医療機関へ予約)※期間間際は予約が混み合います。余裕をもって受診してください。

※西暦奇数年生まれで令和2年度に市の検診を未受診の人のうち、検診を希望される人は健康推進課までお問い合わせください。

### 1・2 無料クーポン券対象の人へ

がん検診促進のために6月末に無料クーポン券を送付しています。使用期限は令和4年2月28日(月)までです。この機会にぜひ受診してください。  
 ※実施期間終盤は医療機関の混雑が予想されますので、早めの受診をお願いします。

### 各がん検診申込方法 1・2(一部)共通

健康推進課で申し込みいただくか、ハガキに希望検診名・住所・氏名・生年月日・電話番号・受診する医療機関名を記入し、郵送してください。※子宮頸がん検診は、医療機関名の記入がない場合、市内用の案内を送付します。  
 関係係(☎983-1115)

### ▶元気アップ体操教室

音楽体操、筋トレ、ストレッチ、体の動きをよくする体操など、動いて笑って、体と頭と心を元気にする運動教室です。

#### 場所・日時

|                                  |
|----------------------------------|
| 二区公会堂                            |
| ① 12月6日、13日、20日。各日月曜日。午後2時30分～4時 |

※ほか、市内各所で実施しておりますので、お問い合わせください。  
 参加費 1回500円(初回は参加費)

無料。お得なパスポートもあります) 関特定非営利活動法人 元気アップAGEプロジェクト(☎080-4242-4734)

### ▶新型コロナワクチンの追加接種(3回目)について

2回目接種から8カ月以上経過した人に追加接種を行います。まず、市では8月末までに2回接種を完了した65歳以上の高齢者に接種意向を確認するハガキを送付します。関八幡市新型コロナワクチンコールセンター(☎0570-056-786)

### ▶高齢者肺炎球菌ワクチン任意接種費用の一部助成

高齢者肺炎球菌ワクチンを任意で接種される費用の一部を助成します。  
 対象 65歳以上(令和4年3月31日時点)の人(健康保険を適用して接種する人は除く)  
 助成額 4,000円(助成は生涯で1回限り)

#### 【予防接種の受け方】

全額を医療機関に支払い、後日、助成の申請をしてください(申請書は健康推進課窓口や市ホームページから入手できます)。医療機関発行の領収書(接種者の氏名、接種年月日、接種費用、予防接種名、領収印のあるもの)、接種済証、印かん、預金通帳など振込先の分かるものを持参し、健康推進課へ。

#### 高齢者肺炎球菌定期接種

65歳以上の定期予防接種対象者には個人通知を4月に郵送しています。60歳以上65歳未満(接種日当日)で、身体障がい1級と認定されている心臓・腎臓・呼吸器機能障がいのある人、およびヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいがある人も対象となります。詳しくは、健康推進課へお問い合わせください。

### ▶高齢者(65歳以上)のインフルエンザ予防接種

接種期間 令和4年1月31日(月)まで  
 申込期間 令和4年1月14日(金)まで  
 対象 65歳以上または60歳～64歳で、心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能障がいがあり、身体障害者手帳の内部障がい1級と認定されている人※年齢は接種日時点、市内に住居登録がある人で年度内に1回。  
 費用 1,500円(市民税非課税世帯・生活保護世帯の人は、接種前に健康推進課で免除申請すると無料になります)※【表①】参考  
 事前申込方法 申請書に記入し健康推進課へ提出してください(申請書は健康推進課窓口や市ホームページから入手できます)。

#### 予防接種の申込方法

【表①】

|  |   |                                  |
|--|---|----------------------------------|
| ① 市内協力医療機関【表②】で接種希望自己負担1,500円(市民税課税世帯) | → | 直接医療機関へ(市への申込不要)※保険証または各種受給者証を持参 |
| ② 市内協力医療機関で接種希望無料(市民税非課税世帯・生活保護世帯)     | → | 健康推進課へ事前申し込み                     |
| ③ 他市の医療機関等で接種希望                        | → | 健康推進課へ事前申し込み                     |

※世帯とは、住民登録上の同一世帯員。  
 ※②・③の接種後の申し込みはできません。

#### 八幡市協力医療機関

【表②】

| 医療機関名             | 住所    | 電話番号     | 高齢者インフルエンザ(予約)※1 | 高齢者肺炎球菌ワクチン(予約) |
|-------------------|-------|----------|------------------|-----------------|
| あさか内科医院           | 男山泉   | 468-3712 | 要(※2)            | 要               |
| 市岡整形外科クリニック       | 男山泉   | 874-7617 |                  | 要               |
| いばら木整形外科医院        | 八幡三本橋 | 983-5656 | 不要               | 不要              |
| 入江医院              | 男山長沢  | 983-1718 | 不要               | 要               |
| 大塚産婦人科医院          | 男山長沢  | 982-1866 | 要                | 要               |
| 大森医院              | 橋本栗ヶ谷 | 971-0033 | 不要               | 不要              |
| 小川医院              | 男山泉   | 963-5790 | 要                | 要               |
| 長村内科医院            | 内里内   | 981-1023 | 要                | 要               |
| 男山病院              | 男山泉   | 983-0001 | 要                | 要               |
| かたやまクリニック         | 欽明台中央 | 982-8181 | 要                | 要               |
| 京都八幡病院            | 川口別所  | 971-2001 | 要                | 要               |
| 工藤内科クリニック         | 橋本東原  | 982-0151 | 不要               | 要               |
| 小糸医院              | 男山金振  | 983-5110 | 不要               | 不要              |
| しげまつ耳鼻咽喉科医院       | 男山長沢  | 981-8733 | 要                |                 |
| 下野医院              | 八幡平谷  | 981-0030 | 不要               | 要               |
| たまがきあやこキッズクリニック   | 欽明台中央 | 205-1646 | 要                |                 |
| となみクリニック          | 八幡樋ノ口 | 633-5565 | 不要               | 要               |
| なかじま整形外科リウマチクリニック | 欽明台中央 | 971-0012 | 要                | 要               |
| 中村診療所             | 八幡山柴  | 981-0510 | 要                | 要               |
| にのゆ耳鼻咽喉科医院        | 八幡三本橋 | 981-8878 | 要                | 要               |
| ふじさわ皮膚科クリニック      | 欽明台北  | 972-2860 | 不要               |                 |
| みぎはし医院            | 男山竹園  | 981-0282 | 要                | 不要              |
| みのやま病院            | 欽明台北  | 983-1201 | 要                | 要               |
| みよし内科・消化器科        | 八幡柿ヶ谷 | 981-6860 | 要                | 要               |
| むらたファミリークリニック     | 男山石城  | 925-6030 | 要                | 要               |
| もりおか耳鼻咽喉科医院       | 男山金振  | 972-5733 | 要                | 要               |
| やすだこどもクリニック       | 欽明台西  | 971-1102 | 要                | 要               |
| 山下医院              | 橋本向山  | 982-2310 | 不要               | 不要              |
| 八幡中央病院            | 八幡五反田 | 983-0119 | 不要               | 不要              |
| 渡部医院              | 男山八望  | 982-2525 | 要                | 要               |

※1 インフルエンザワクチンの入荷・準備状況は、各医療機関で異なります。予約受付時間は各医療機関の診察時間内。みぎはし医院は月・火・水・金曜日の午後4時～6時、ホームページまたは電話にて予約受付。  
 ※2 あさか内科医院は定期投薬のある人のみ受付。



# 保健医療

◆保健コーナーに関する問い合わせは、健康推進課へ（個別に問い合わせがあるものを除く）。  
 ◎乳幼児健診や予防接種を受ける前に、あらかじめ質問票や予診票を記入してから会場までお越しください。  
 ◎予防接種を受ける前に、冊子「予防接種と子どもの健康」をよくお読みください。  
 ◎母子健康手帳を忘れずに持参ください。

## 12月の各種健康相談

### ▽窓口健康相談（要予約）

21日（火）母子健康センター

- ・40歳以上が対象。保健師が健康に関する相談に応じます。
- ・上記の施設以外でも、日時・場所などご希望がある場合はご連絡ください。

※時間は午前9時30分～11時。  
 ※事前に保健係（☎983-1115）へ予約を。

### ▶マタニティスクール

これからお父さん、お母さんになる人が対象。（先着10組）

### 1 出産の準備と育児&妊娠中の食事&絵本のお話

▶12月18日（土）午前9時30分～11時30分、母子健康センター2階

☎・☎右記のQRコード

または電話で保健係（☎983-1115）へ



## 休日応急診療所

☎983-3001(事前予約制)

診療日 日曜日・祝日・年末年始  
 場所 八幡園内73-3(市役所北側)  
 診療科目 内科・小児科  
 受付時間 午前11時30分～午後5時30分  
 診療時間 正午～

新型コロナウイルス感染症予防の観点から、待合室での混雑を防ぐため、季節性インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症などの検査は行いませんので、ご注意ください。

## 小児救急医療

次の医療機関では、休日・夜間に小児専門医が当直し、小児救急患者を診察します。

- 男山病院（☎983-0001）  
毎週金曜日（祝日は除く）  
午後6時～翌朝8時
- 宇治徳洲会病院（☎0774-20-1111）  
24時間365日
- 京都田辺中央病院（☎0774-63-1111）  
24時間365日

### ▶年末年始の業務案内について

年末年始の小児救急医療・休日応急診療所は3面の＜年末年始の業務案内＞に掲載しています。

## 小児救急医療電話相談

☎#8000 または ☎661-5596

小児科担当看護師や小児科医師が、休日・夜間の電話相談に応じます。  
 相談時間 午後7時～翌朝8時  
 ※土曜日は午後3時～翌朝8時

## 救急の電話相談窓口

☎#7119 または ☎0570-00-7119

急な病気やケガで迷ったら、お電話ください。看護師等が相談に応じます。  
 開設時間 24時間365日  
 対象 全年齢

## 12月の乳幼児健康診査・すこやか子ども相談のご案内

☎保健係(☎983-1115)

| 事業名        | 会場                    | 日程               | 受付時間           | 対象  | 1月の日程            |
|------------|-----------------------|------------------|----------------|---|------------------|
| 4カ月児健康診査   | 母子健康センター              | 24日(金)           | 午後1時～2時        | 令和3年8月6日～8月28日生                                     | 17日(月)           |
| 10カ月児健康相談  | 母子健康センター              | 15日(水)           | 午前9時30分～10時30分 | 令和3年1月生   | 24日(月)           |
| 1歳8カ月児健康診査 | 母子健康センター              | 14日(火)           | 午後1時～2時        | 令和2年3月13日～4月14日生                                    | 14日(金)           |
| 3歳児健康診査    | 母子健康センター              | 21日(火)<br>22日(水) | 午後1時～2時        | 平成30年6月生  | 18日(火)<br>19日(水) |
| すこやか子ども相談  | 子ども・子育て支援センター(すくすくの杜) |                  |                | 0歳から就学前までの乳幼児で希望があれば、お電話で予約の上、母子健康手帳を持って会場へお越しください。 | 11日(火)<br>※午前開催  |
|            | 母子健康センター              | 2日(木)            | 午前9時30分～10時30分 |   | 20日(木)<br>※午後開催  |

## 定期予防接種のお知らせ

☎保健係(☎983-1115)

### 【集団予防接種】

#### BCG予防接種

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、母子健康センターでのBCG予防接種は予約制で実施します。対象者には個別に案内を送付します。また、当面の間、市内一部の医療機関での個別接種も選択できます。個別接種を希望される人は、事前に必ず健康推進課までご連絡ください。

日時・場所 12月6日（月）午後1時10分～2時10分・母子健康センター（予約制）

対象 令和3年6月生

※新型コロナウイルス感染症の影響により、中止・延期となる場合は、個別連絡や市ホームページでお知らせします。

次回の日程は、令和4年1月12日（水）です。

### 【個別予防接種】

対象者には個別通知を行っています。送付された予診票と母子健康手帳、健康保険証など、住所が確認できるものを必ず持参して、予診票裏面の指定医療機関にて対象年齢内に接種を受けてください。

ヒブ・小児用肺炎球菌、B型肝炎、四種混合(ジフテリア・破傷風・百日咳・ポリオ)、麻しん風しん混合(MR)、水痘、二種混合(ジフテリア・破傷風)、日本脳炎(※①)、子宮頸がん予防ワクチン(※②)、ロタ(※③)

※①特例対象者（平成13年4月2日～平成19年4月1日生）に当てはまる人で日本脳炎の接種が完了していない人は、20歳未満の間に接種可能。なお、ワクチン供給量の一時的な減少のため、安定するまでの間、1期（1回目、2回目）および接種年齢上限が近づいている対象者を優先的に接種します。

※②現在、積極的勧奨（個別通知）を行っていません。接種にあたってはその有効性と副作用が起こるリスクを十分に理解した上で受けるようにしてください。

※③令和2年8月1日以降に生まれた人を対象に定期接種になります。ロタウイルスワクチンは2種類あり、予防効果や安全性に差はありませんが、接種回数などが異なりますので、同じ種類のワクチンで接種を完了してください。

## ▶今からはじめる筋トレ講座

いくつになっても、筋力は鍛えることができます！ 自宅でも継続して行うことができるプログラムで、筋トレをはじめてみませんか？

日時 令和4年1月14日～2月25日の毎週金曜日、全6回（2月11日は休講）。①午前10時～11時30分、②午後2時～3時30分

場所 ①八幡人権・交流センター、②生涯学習センター

対象 65歳以上の市内在住の人

※ただし、介護保険の通所系サービス、または本市が実施する他の閉じこもり予防事業参加者は参加できません。

※医療機関に通院中の人は、申込前に必ず主治医にご相談ください。現在治療中の病気をお持ちの方は、主治医の運動許可書等が必要となる場合があります。

定員 各グループ15人（先着順）  
 参加費 1,100円（保険代）※途中退会でも返金不可。

その他 令和3年度中に同講座にご参加された人は、他の会場ではご参加いただけません。

☎・☎申込用紙に必要事項を記入し、窓口を持参もしくは郵送、FAXで健康推進課（☎983-1116、FAX972-2520）へ。なお、申込用紙については、健康推進課、各会場に設

置しているほか、市ホームページからもダウンロードできます。

## ▶離乳食教室

日時 12月16日（木）午後1時30分～3時

場所 母子健康センター2階  
 対象 生後4カ月～1歳未満のお子さんのいる保護者

定員 おおむね先着7組  
 持ち物 筆記用具、母子健康手帳  
 内容 離乳食の講義と見本展示（試食はありません）

☎・☎12月10日（金）までに電話で保健係（☎983-1115）へ（当日欠席のときは必ず連絡してください）

# 健康に暮らし生き生き 健康二次被害にご注意を！ 幸せに 掲示板

### 「健康二次被害」とは

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛や社会活動の制限が長く続いたことにより、疾病の発症や悪化を招くことを指します。

感染リスクや感染後の症状ばかりが取り上げられていますが、「健康二次被害、にも目を向けていかなければいけません。」

### アンケート調査結果について

市では、昨年10月に全国の5自治体と連携して、「健康二次被害」の状況を把握するためのアンケート調査を実施しました。

アンケート結果からは、「30分以上の外出を週4日以上」している人の割合が、コロナ前の69%から51%に減少するなど、外出を控

えている現状が確認されました。また、そのことにも関連して、48%の人が「知人や友人と直接会って話をする機会」が減っていると回答しています。

外出控えや会話の減少は、心身の健康状態の悪化を招く恐れがあり、実際に25%の人が「コロナ流行後に物忘れの自覚症状がある」、44%の人が「コロナ流行後に精神健康度が悪化したと感じている」ことなどが確認されています。

また、八幡市の特徴として、40・50歳代の中年層においても、物忘れ頻度の増加、精神健康度の悪化の割合が高くなっています。健康二次被害は年齢にかかわらず起こりえることであり、若い人でも注意が必要です。

### ●やわた健幸づくり推進連携協定締結先のスポーツクラブと連携！

「新時代健康教室」健康二次被害を防ぐためには、自分自身の健康状態に関心を持ち、運動を始めたり、食生活を見直したり、実際に行動に移していくことが必要です。

アンケート結果を参考に、市でもWithコロナ・Afterコロナに対応した健幸づくりを推進します。12月からは新たな健康教室も下記のとおり開催します。運動不足の人にも大歓迎ですので、ぜひご参加ください！

内容 連携協定締結スポーツクラブによるトレンドも交えた運動指導・健康二次被害の状況についての講義  
 日時 ①12月21日(火)午前10時～11時30分 ②24日(金)午前10時～11時30分  
 場所 ①八幡人権・交流センター2階大ホール ②橋本公民館

☎・☎電話で健康推進課（☎983-1116）または直接窓口へ



# 幻想的 時空さんぽ

## スマホでスタンプラリーも



デジタルスタンプの取得画面  
(松花堂庭園、11月20日)

松花堂昭乗が男山山腹からせり出すように造った今はなき空中茶室「閑雲軒」と「松花堂」をテーマにした、「時空×観光」の実証事業「京都・やわた時空さんぽ」を11月20日から市内で展開しています。

この事業は、新型コロナの影響を受け、域内連携で観光地の磨き上げを目指す。また、令和4年2月13日まで、昭乗ゆかりの地や神仏和合の地を巡り、スマートフォンでスタンプを取得する「デジタルスタンプラリー」を実施。参加者は、昭乗が晩年を過ごした草庵「松花堂」のある松花堂庭園(現在、内園工事中)や、お墓のある泰勝寺を訪れ、昭乗が生きた時代に思いをはせていました。



あかりが灯った竹のオブジェ(11月20日)

観光庁の支援のもと、観光協会やお茶の京都DMO、京阪HDなど、さまざまな団体と連携し市が主催。11月20、21日には、「竹あかりの夕べ」星への旅」を松花堂美術館交流広場で開催。美術家・澄毅さんがデザインし、NPO法人八幡たけくらぶが制作した竹のオブジェにあかりが灯り、辺りが柔らかな光で包まれました。

## 青空の下 健幸、づくり

健康づくりに取り組むきっかけにする「健幸マルシェ」を11月17日、松花堂美術館交流広場で開催し、約300人が健康に役立つさまざまな知識に触れました。

このイベントは、「気づき、体験、出会い」をコンセプトに、疾病・運動・食などの分野で健康づくりに取り組んでもらおうと、協定を締結する企業などと連携して市が主催。

会場では大塚製薬の栄養・休養の勉強コーナーや、八幡市食生活改善推進員協議会作成の献立集配布などのブースを出展。ま

た、GUNZEのインストラクターによる「青空ストレッチ」では、参加者が脚を前後に開いたり、胸に抱えたりし、下半身回りのストレッチを実践していました。

同時に、ウォーキングイベント「まちウォーク」も開催。参加者は、約4kmのコースを歩きながら、チェックポイントで謎解きに挑戦していました。

「青空ストレッチ」に参加した峠奈々さん(34)は「青空の下でリフレッシュできました」と笑顔で話していました。

多彩な催し参加者笑顔



青空の下でストレッチをする参加者たち

## まちの話題

このページでは、市民の皆さんの活躍やまちの話題などを紹介しています。身近な話題や、広報紙についての意見を、秘書広報課までお寄せください。



竹灯籠の灯りでライトアップされた社殿(11月12日撮影)

## 石清水八幡宮に希望の灯り

### 観光振興キャンペーン 今月5日まで

11月12日から石清水八幡宮でJR東海による「ひかりの京都」キャンペーンが行われており、社殿や参道が竹灯籠の灯りで照らし出されています。

このキャンペーンは、新型コロナウイルス感染症の影響で観光産業が厳しい状況にある中、「京都が元気を取り戻す日」と「疫病の収束」を願う、「希望の灯り」と題して社寺をライトアップするイベント。11月1日より京都府内の8社寺で順次実施されています。

同宮の参道沿いには、京都産の竹で制作された竹灯籠がいくつも並べられ、柔らかな灯りが参拝者をお出迎え。参道を進んで門をくぐる

竹灯籠が社殿をライトアップ。闇夜に朱塗りの社殿がほのかに浮かび上がり、参拝者は写真を撮るなどして幻想的な雰囲気を楽しんでいます。同宮での実施期間は12月5日まで、午後5時〜7時。期間中は参道ゲートの夜間運行も行われています。

## 今月のこの人 ゲームもリアルも夢はトップドライバー



そが そうた 曾我 爽太さん

令和3年10月16、17日開催の「全国都道府県対抗eスポーツ選手権2021MIE」のグランプリシリーズSPORT部門U-18の部に京都府代表として出場。男山中学校出身。17歳。

本物さながらのカーレースが繰り広げられる対戦ゲーム「グランプリシリーズSPORT」。曾我さんは、3年連続で京都府代表として全国都道府県対抗eスポーツ選手権に出場し、全国のライバルと腕を競っています。「レーシングドライバーになりたい」という夢がある曾我さん。中学1年生からレーシングカートに乗り始め、走行テクニック向上のためレーシングゲームにも取り組んできました。

ゲームをスポーツ競技として捉える「eスポーツ」が世界で広がると、令和元年には同選手権が国体の文化プログラムに決定。それをきっかけに、本格的にeスポーツに参戦しました。「相手を抜かずオーバーテイクが得意」で、昨年の国体で4位入

賞するなど、ますますの活躍が期待される曾我さん。「来年の国体では日本一を目指して、世界で活躍できるeスポーツドライバーになりたい。そこからレーシングドライバーの夢にも近づきたい」と、ゲーム(仮想)とリアル(現実)、二つの世界でトップを目指します。

本コーナーでは、市にゆかりのある人物や団体等を紹介していきます。自薦・他薦問わず、紹介希望者を募集していますので、詳しくは、市ホームページをご覧ください。秘書広報課へお問合せください。